

名古屋市議員、愛知県議員の皆様へ、そして愛知県選出の国会議員の皆様へ

愛知県の新・アリーナ建設について「都市公園」の議論を行い、市民に説明下さい。

2019年8月22日 高橋和生

名古屋市東区徳川町1301番地302

●はじめに

大村愛知県知事と河村名古屋市長のいがみ合いは、とみに激しくなっているのは皆さまご承知の通りですが、この8月4日、7日に名古屋市が行った「タウンミーティング<名城公園北園と新たな公園施設について>」を聞くに、また、知事と市長のいがみ合いの中で、せっかくの半世紀にわたって育てた名城公園の緑を壊すことになり、損をするのは市民・県民ばかりだと思いました。大村知事の方が、河村市長より頭が良いのは十分わかりましたので、大村知事には都市公園を潰さないでいただきたいです。

この6月11日に、愛知県は新・アリーナの姿をパースと図面（2案）で公表されたのを受けての名古屋市から特に北区住民をターゲットのタウンミーティングでした。名古屋の都心にある大規模な都市公園はここ名城公園と鶴舞公園しかなく、様子を見に東区から参加しました。

会場からは「反対だ。」「疑問だ。」「質問あり。」との多くの声が出ました。「北園の緑の3分の1が建物で潰される。鳥が多く来る貴重な自然が無くなるが、代替地は用意するのか。（鳥の来る森は、人にも大切な環境）」には、明確に名古屋市は「代替地は考えていない。アリーナ周りの植栽の成長を期待する」と否定したのですが、「緑の環境の中のランニングコースを潰さないで。」などへの回答はせず、名古屋市は「愛知県のアリーナの形は未定であり、名古屋市からは案を公表できない。市民の意見を聞き、愛知県と協議して進めていきたい」とあるだけでした。

この事業の主体者は、公園を管理する名古屋市か、新・アリーナを建設する愛知県なのかわかりませんでした。大村知事と河村市長のいがみ合いの中で、とても、うまく事業は進むとは思えなかったです。

河村市長は4年前に「賑わいのある町にする。」と、名古屋城天守木造化事業を立ち上げましたが、そのためには、現天守を石垣も含めて壊さないといけません。「壊すこと」の問題を市民に説明しないまま名古屋市は邁進するので、私たちは「壊すな！名古屋城天守」と声をあげ、現天守（の価値＝戦後復興のシンボル）を残せと、文化庁に訴えました。そして、現在、天守木造化事業は漂流しています。今回も、河村市長の「県体育館は、城から出ていけ。」から始まっています。名城公園を「壊すこと」による問題は大変大きいと思うのですが、このタウンミーティングでは、名古屋市総務局は市民に「壊すこと」による問題への解決の説明をしていません。「県と市は名城公園の公園施設として新・アリーナ建設することを決めた。」だけで、ぼい出した跡地の市の利用計画「江戸村」も未定との事でした。私はこれまでの新・アリーナ建設の議会での議論をネットで探しましたが、「河村市長がこういった。」「大村知事がこう答えた。」しか見つかりませんでした。そこで、私が「名城公園を壊すこと」の問題をいくつかあげ、それを議会で取り上げてもらい、市民・県民が理解できるように議会で明らかにしていただける事を願って、「壊すな！名城公園」を書いてみようと思に至りました。

第一章 名城公園を潰しての、新・アリーナ建設までの経緯

第一項 経緯をネットで検索

私の記憶とネットを検索した結果で書きますので、間違いがあれば指摘ください。

私が、県体育館の移転問題を知ったのは、2016年3月、名古屋城天守木造化事業において竹中工務店案が選ばれたころの新聞記事でした。「新開名古屋市副市長は、愛知県を訪ね、県体育館を名古屋城二の丸から出ることを要望した。敷地は国のものであり、その管理者は名古屋市と決まっていたが、1964年県体育館建設当時に、いずれは出ていくとの約定のもとに、名古屋市は愛知県に敷地・建物管理の移譲をしていた。その約定を果たせとの事であった。愛知県は、グレードアップした体育館の建設を望むも適した敷地を持っていない。」とあり、新聞にはまだ名城公園北園の話はありませんでした。

河村市長は「二の丸に江戸村を作りたい」という発言を、金シャチ横丁の建設前からしており、天守木造化事業が竹中工務店の提案によって見えたので、かつて二の丸にあった御殿や馬場などの施設の復元・整備を推進する為に、愛知県体育館の移転を名古屋市は愛知県に求めたのでした。

愛知県は、アジア大会2026年が決まる以前から、50年を経た現体育館の老朽化対策としての改修の方針を打ち出していたのですが、この際、名古屋市の施設である日本ガイシホール10,000席を凌駕する県体育館＝新・イベントホール建設を望む声も一部にあったそうです。

私は、文化庁のいう「史跡の上に木造レプリカを作ることは史跡の価値を高める。」には、「営々と歴史を積み重ねた結果として史跡の価値を、レプリカによって時間軸の1点に固定するのは史跡の姿として間違いだ。」とかねてから疑問を抱いていましたので、小さな記事でしたが「おいおい、こんなところで昔の約定を出すのかよ。現県体育館は大相撲、ピンポン外交、県レベルの決勝戦などで県民に親しまれているので、現在の場所での建て替えで良いのではないか。」と思ったことをよく覚えています。



公務員宿舎

2017年5月15日、名古屋市は体育館の移転先として国有地の公務員宿舎を想定していたのですが、名古屋造形大学からここに出たいとの要望があり、そちらを優先すると発表。新たに移転先を探すとなりました。今、愛知県の新・アリーナ案を見るに、この敷地では狭かったのです。



名古屋造形大学完成予想図

2017年6月、大村知事から「愛知県体育館は、国際競技大会を開催するにふさわしいスケールアップした施設とすることが必要であり、増床新築移転することを決断した。名城公園・北園を移転有力候補地としたい。」と、表明がありました。

この1年前の市議会経済水道委員会 2016年6月9日の記録

では、近藤観光文化交流局観光交流部長の議員への回答として「名城公園は本市緑政土木局の所管になりますけれども、本市が国有財産の無償貸与契約により都市公園としております。その都市公園である名城公園の中に、愛知県が本市から都市公園法に基づく公園施設設置許可を得て体育館を設置しているということでございます。体育館の移設先については、一応まだ場所（名城公園北園・野球場など）を想定して記載しているという状況でございまして、今後、関係者との調整によりまして変更の可能性もあるという条件で記載されているという意味で調整済みであり、確定ではないという状況でございます。」とあります。名城公園・北園では、野球場を使用している団体から「なら、代替地を求める。」の声が出ており、決定とは言えていませんでした。

2017年10月に河村市長は「愛知県と、新・アリーナの建設地は名城公園・北園と合意した。」と、発表しました。それを受けて、愛知県は3500万円の予算で、企画を設計事務所に委託しました。なお、当時も、今回の2019年8月4日のタウンミーティング時でも、野球場の代替地は決まっていません。

2019年6月11日に、愛知県から名城公園・北園での企画案が2案示されました。タウンミーティングでも「潰すのは、野球場だけだと思っていた。」とあったように、北園21万㎡のうち、4万6千㎡の敷地を愛知県に渡す、巨大なアリーナ（建築面積2万㎡、延床4万3千㎡、4階建て高さ31m）は驚きでした。北園は、道路によって3つに切られており、中央の敷地は18万㎡程ですので、公園の他の既存施設と合わせて、公園の建蔽率は12%程になると思われます。新・アリーナの建物用途は儲ける為の興行場であり、このバカでかい規模でも「新たな公園施設」と言いきれるのか、私は都市公園法の縛りから大変疑問なのですが、その説明はタウンミーティングではありませんでした。

第二項 2026年9月アジア大会

大村知事も河村市長も、「アジア大会までに作る」と言っていますので、現在、愛知県と名古屋市のアジア大会の合同チームが、大会の会場をどのように割り当てている

第20回アジア競技大会 競技会場の検討状況一覧表

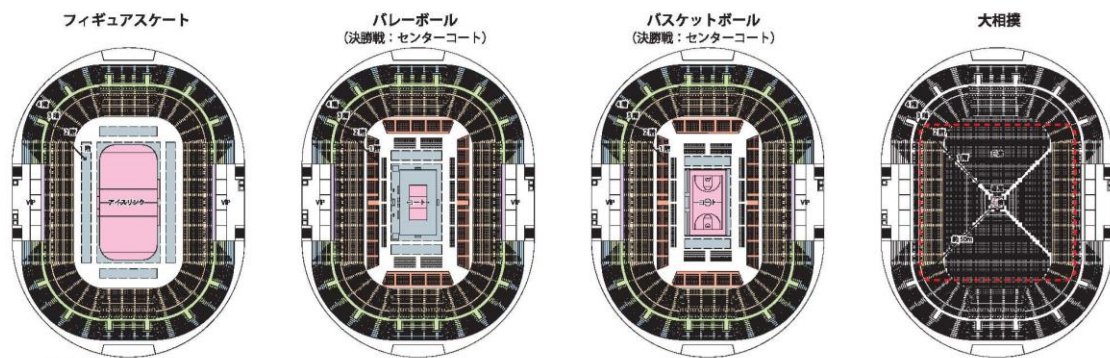
市町村からの提案や競技団体の意向、新施設の整備計画を踏まえ、関係者と調整中

競技/種別	候補会場（平成30年8月時点）	現在の調整状況	競技/種別	候補会場（平成30年8月時点）	現在の調整状況
水泳	競泳/競泳込み アテティクスイミング	① 名古屋市総合体育館(レインボーホール)	ホッケー	② 岐阜県グリーンスタジアム(各務原市)	
	水泳	② 浜松市総合水泳場	柔道	③ スカイホール豊田	会場変更も含めて再調整中
アーチェリー		③ サンフロッグ春日井	近代五種	ランニング&射撃/馬術	④ 愛知県森林公園
		④ 岡崎中央総合公園(多目的広場敷)		フェンシング	⑤ 春日井市総合体育館
陸上競技	フィールド/トラック	⑤ 瑞穂公園陸上競技場(都心コース)	水泳	⑥ サンフロッグ春日井	
	マラソン	⑥ 愛知県庁・名古屋役所周辺コース	ボート	⑦ 長良川国際ボートコース(滝津市、豊西市)	
ノボリ登山		⑦ ウイングアリーナ刈谷	ラグビー	⑧ 瑞穂公園ラグビー場	
		⑧ 豊橋市総合体育館	セーリング	⑨ 海陽ヨットハーバー	
バスケットボール		⑨ 一宮市総合体育館	射撃	⑩ 愛知県総合射撃場	
		⑩ 春日井市総合体育館	卓球	⑪ 西尾市総合体育館	
ボクシング		⑪ 豊田市総合体育館	テコンドー	⑫ 名古屋市射撃島スポーツセンター	
		⑫ 長良川国際ボートコース(滝津市、豊西市)	テニス・ソフトテニス	⑬ 名古屋市東山公園テニスセンター	
カヌー カヤック	スプリント	⑬ 矢作川カヌースラロームコース(豊田市)	トワイアスロン	— 調整中	
	スラローム	⑭ 伊豆パドローム(伊豆市)	バレーボール	バレーボール	⑮ 愛知県体育館
ボウ	⑮ 伊豆パドローム(伊豆市)	ビーチバレーボール		⑯ パークアリーナ小牧	
自転車競技	トラックレース	⑯ 小幡緑地	⑰ 碧南陸地ビーチコート	会場変更も含めて再調整中	
	ロードレース	⑰ 愛知県国際展示場駐車場	ウエイティング	⑱ 牧上ホール	
	BMXレース	⑱ 愛知県森林公園	レスリング	⑲ 岡崎中央総合公園(体育館)	
馬術		⑲ 愛知県国際展示場	野球・ソフトボール	ナゴヤドーム	
		⑲ 豊田スタジアム		⑳ 岡崎中央総合公園(市民球場)	
サッカー		⑲ 豊田市民球場	㉑ 小牧市総合運動場野球場		
		⑲ 豊田市民球場	⑳ 安城市総合運動公園ソフトボール場		
ゴルフ		⑲ 豊田市民球場	ボクシング	㉒ 稲沢グラウンドホール	
		⑲ 豊田市民球場	クラフト	㉓ 愛・地球博記念公園野球場	
体操	種別/新種別/トランポリン	⑲ 豊田市民球場	カバディ	㉔ 東海市民体育館	
		⑲ 豊田市民球場	マーシャルアーツ	㉕ 愛知県武道館	
ハンドボール		⑲ 豊田市民球場(レインボーホール)	セバタクロウ	㉖ (仮)瑞穂公園体育館	
		⑲ 豊田市民球場(レインボーホール)	スポーツクライミング	㉗ ポートメッセごや	
		⑲ 豊田市民球場(レインボーホール)	スカッシュ	㉘ 愛知県国際展示場	

※ 現在の調整状況欄において、空欄としたところは、左記候補会場で調整中である。

愛知県体育館は、バレーボール会場と割り当てられており、それも小牧会場 5000 席との二又です。バレーボールの為に 15000 席の席数はなくても、現状の施設 4375 席+仮設の最大 3032 席で十分であると読み取りました。アジア大会のメイン会場である瑞穂陸上競技場の増改築こそが急務なのでしょう。県が示している新・アリーナ案の席数は以下です。固定席が 11000 席で、可動席が 4000 席です。

各種機能概要(メインアリーナ観客席概要①)



〈席内訳〉

		フィギュアスケート	バレーボール・バスケットボール	大相撲
4階	一般用	約 2,450 席 (VIP室: 5室程度)		使用しない
3階	一般用	約 2,850 席 (VIP室: 10室程度)		使用しない
2階 (固定席)		約 5,700 席	約 11,000 席	約 2,800 席
1階 (競技面)	可動席	使用しない	約 3,000 席 / 約 14,000 席	使用しない
	仮設席	-	約 1,000 席	(昇席) 約 7,800 席 (滑席) 約 400 席
合計		約 11,000 席 【基準なし】	約 15,000 席 【国際大会基準(15,000席以上)】	~ 約 11,000 席 【両国競技数: 11,000席、強名古座席所: 約 9,300席】
備考 (※)		○アイスリンク周辺には、大会関係者席、審判員席、メディアスペース、キス＆クライ(選手・コーチが数週間前を待つスペース)等の競技用スペースが設けられる。 ○競技用スペースを除く部分には、通常仮設アリーナ座席が設けられるが、設置座席数は大会により異なるため不詳とした。	○観客席は、国際大会開催数に対応するための高さを設置した。 ○講堂、アリーナ競技場には、観客席の他、大会関係者席、メディアスペース、コーチ、控室等の関係者のためのスペースが設けられる。	○座席や土壌上の座席の可動・可搬距離を最大約 50m (両国競技場(会場敷内))として、設置座席を決定した。 ○大相撲協会アライメント(参考) ○会場が広すぎると、行幸の戸、力士のぶつかる音などが問題とならなくなる。

配置計画(イメージ1)により想定

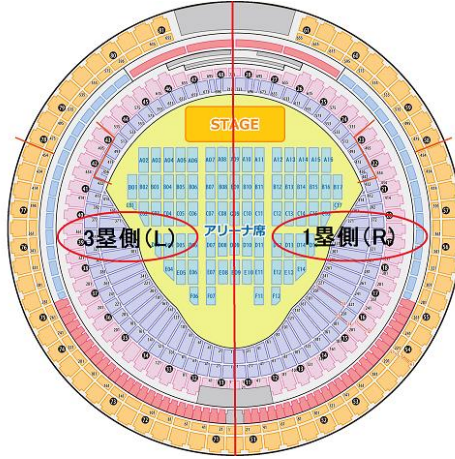
日本ガイシホール 10,000 席 (名古屋市総合体育館) に対抗するコンサート、イベントの席数は明示されていませんが、15,000 席が良いでしょう。下図は、県から発表されたイベント時のパースです。



この、新・アリーナによって「名古屋飛ばしがなくなる」と、市議員の横井さんは都市公園を潰すことに賛成だとブログに書いていますが、儲からないから「名古屋飛ばし」であり、箱の大きさではないでしょう。ジャニーズ事務所は、ナゴヤドームで2万人のコンサートをおこなっています。上層階は利用していません。



ナゴヤドーム（野球場）での コンサート



ナゴヤドームの最大席数は左図の通り4万席です。この愛知県の新・アリーナではナゴヤドームの席数にはとても対抗できません。



日本ガイシホール（名古屋市総合体育館）での イベント



30年前に作った名古屋市の施設である日本ガイシホール10,000席は、最寄り駅のJR東海・笠寺駅が貧弱ですので、県が都心に新・アリーナを作ると、興行的に潰されましようか。

第二章 名城公園に新アリーナ建設するにあたっての問題点

第一項 建物用途は興行場

名古屋市のタウンミーティングでは県の新・アリーナを「公園施設」として、市民に説明しましたが、大村知事は「スポーツアリーナ」と6月11日に基本構想を報道機関に発表しました。では、建築基準法ではなんという建物用途でしょうか。建物用途を明確にしないと、都市計画法で定めた都市のゾーニングの中で、建てられる施設かどうかの議論が始まりません。

私は、名古屋城木造天守は「展望台」が建物用途であり、この特殊建築物 別表第一の(一)の不特定多数の客を集める集会場が相当し、木造6階建て延べ床5500㎡高さ4.5mの木造天守は、年間400万人、一時に2500名を入れる、大変危険な違法建築であるので「木造天守はデキッコナイ」と4年前から言い続けています。

この新・アリーナも天守と同じ特殊建築物です。愛知県の6月11日発表の施設説明では、最大15,000席のアリーナとし、年間10億円を稼ぐ算段がなり立ち、PFI事業にするのだとあります。

アリーナとは、施設の真ん中に、見せるスポーツ、コンサートの舞台を置く、興行場の形状を示す呼び名です。

●建築基準法 の 建物用途区分

●バリアフリー法 の 建物用途区分

●消防法 の 建物用途区分

別表第一

耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物

	(イ)	(ロ)	(ハ)
用途		(イ)欄の用途に供する間	(イ)欄の用途に供する部分 ((一)項及び(四)項の場合 にあつては(五)項の 場合にあつては三期以上の 部分に限る。)の床面積の 合計
(一)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三期以上の間	二百平方メートル(屋外観覧場にあつては、平方メートル)以上
(二)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	三期以上の間	
(三)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	三期以上の間	
(四)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三期以上の間	三千平方メートル以上
(五)	倉庫その他これらに類するもので政令で定めるもの		二百平方メートル以上
(六)	自動車倉庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三期以上の間	

特定建築物及び特別特定建築物の範囲

特定建築物	特別特定建築物
1. 学校	1. 特別支援学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 事務所	8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	9. 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)(若しくはホーリング場又は遊技場)
13. 博物館、美術館又は図書館	12. 博物館、美術館又は図書館
14. 飲食店	13. 飲食店
15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14. 飲食店
16. 理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	15. 理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗
17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18. 工場	
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21. 公衆便所	18. 公衆便所
22. 公共用歩廊	19. 公共用歩廊

参考①

防火対象物の用途区分表(消防法施行令別表第一)

類別	防火対象物の用途
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール
(三)	イ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(これらに類する施設を含む。)(において別に用いられる用途を指す業務を営む店舗を除く。)
(四)	イ 飲食店、料理店その他これらに類するもの ロ 事務所、工場又は共同住宅
(五)	イ 老人ホーム、特別支援学校、児童厚生施設、老人ホーム、教育老人ホーム(主として教育施設に用いられるものに限る。)、介護老人ホーム、特別老人ホーム、特別老人ホーム(主として教育施設に用いられるものに限る。)、児童自立支援施設、児童自立支援施設(児童自立支援施設を除く。)、児童自立支援施設、児童自立支援施設(児童自立支援施設を除く。)、児童自立支援施設(児童自立支援施設を除く。)、児童自立支援施設(児童自立支援施設を除く。)
(六)	イ 老人ホーム(主として介護施設に用いられるものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
(七)	イ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの ロ 幼稚園、養育院、養育院その他これらに類するもの
(八)	イ 公衆浴場のうち、更衣室、脱衣室その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(九)	イ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)
(十)	イ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するものを営む店舗
(十一)	イ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するものを営む店舗
(十二)	イ 工場
(十三)	イ 自動車倉庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(十四)	イ 倉庫
(十五)	イ 倉庫
(十六)	イ 倉庫
(十六の二)	イ 倉庫
(十六の三)	イ 倉庫
(十七)	イ 倉庫
(十八)	イ 倉庫
(十九)	イ 倉庫
(二十)	イ 倉庫

建築基準法の、特殊建築物 別表第一の 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもの(一)では、舞台は一方向から見ることとしてあり、四方から観覧するアリーナは、昭和26年制定の法ですのでありませんが、新・アリーナは、この(一)に類するものとなります。常に、何らかの興行を打ち、不特定多数の客を呼び込む特殊建築物「興行場」となります。

別表第一の(五)に、学校、体育館その他これに類するものとありますが、「愛知県体育館」は、この(五)にはなりません。

大相撲の興行を毎年行い、プロレス興行をし、さらにプロバスケットボールBリーグに所属する、三菱電機が母体の名古屋ダイヤモンドドルフィンズのホームアリーナとし、愛知県体育館でなく「ドルフィンズアリーナ」を名称とすることも愛知県は契約(年間2500万円)しています。

愛知県が1964年に、1956年制定に制定された都市公園法に基づき、公園施設設置許可を名古屋市から得た「愛知県体育館」とは、なし崩し的に、体よく言えば時代に応じて使用内容が変化しています。また、バレーボールもVリーグとなりプロ化しています。フィギアスケート競技は選ばれたプロ達によるショーとなっています。

今度の新・アリーナは県民が体育をする場でなく、金を取って見せるスポーツの為の施設、コンサート

会場とあり、商業施設であることが明確に打ち出されました。

アリーナを建てる場所は、都市計画法で定める「商業地域」が望ましいです。あと、都市計画法で定める「近隣商業地域」「準工業地域」でも法的に建てることはできますが、騒音を生み出し、生活環境を犯す猥雑な施設ですので、住居系の地域には建てられません。名城公園は「2種住居地域」の指定を受けているので、建てるには、名古屋市都市計画審議会での「用途地域の変更」が必要です。

タウンミーティングでは「県民がする体育館でなく、金を取って見せるスポーツアリーナ」とはっきり説明があったのですが、役人にも市民にも、御園座と同様の商業施設である認識がありませんでした。新・アリーナは「都市公園」と「可分→p14」であり、敷地をわけないといけません。

「行政が税金を使い、商業施設を作るのか？」への疑問は、河村市長は「儲かるから、税金を一円も使わない。」と言いつつ、天守木造化事業に既に税金を50億円もつぎ込んでいますので、大村知事も「税金を使って儲かる施設を作る。」ということでは、河村市長と同じだとここでは思ってください。それではいけないのでは？という疑問については、第三項で説明します。

第二項 都市計画法、都市公園法

最初に、第二章 名城公園に新アリーナ建設するにあたっての問題点の整理した比較表を示します。

これが私のこの章の結論ですが、先に出しました。なぜなら、左の問題点の欄を見ていただきたいのですが、都市計画法と都市公園法と文化財保護法への理解がないと、私の比較表が判読できませんので、これから暫く、皆様のなじみのない法律の話が続けます。

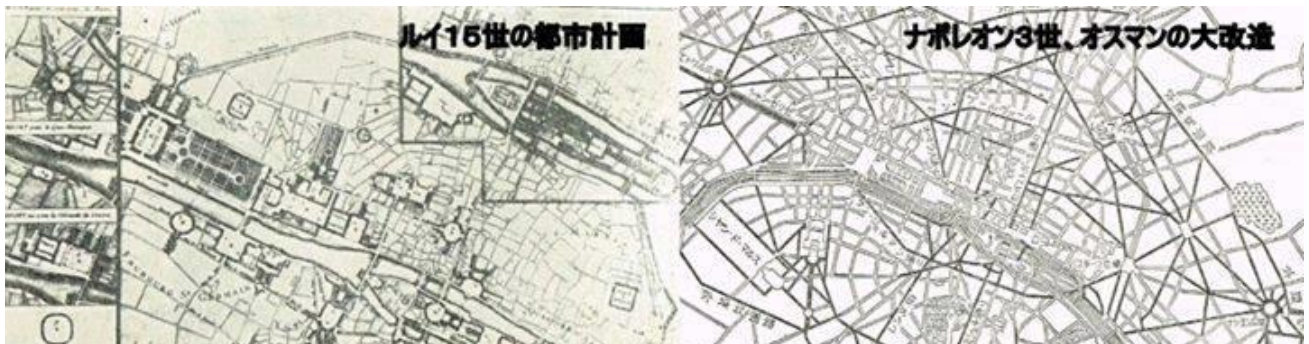
なお、この小さい文字では読めませんので、A3版の表を別に添付します。

●都市計画法とは

江戸の日本には、既に150もの都市（城下町、港町、門前町）がありましたが、明治になって、政府は富国強兵を唱え、都市の改造、近代化を進めます。当時の城下町の近代化とは、銀座の煉瓦通りのように、日本は先進国だと外国に見せるための都市の不燃化（ロンドンでは17世紀に実現）を行うこと。そして、新たな都市間交通の鉄道を町のどこに引き込むかを考え、鉄道駅と旧市街地を結ぶ新たな道路（都市軸）を作ること。市街地の幹線に路面電車を走らせるための道路の拡幅でした。

明治21年（1888年）東京市区改正条例をもって都市計画ははじまります。名古屋などの6大都市の都市計画はこの東京の準用として、内務省によって施工されたのでした。

当時の内務官僚は、ヨーロッパ留学をし、欧州の都市計画を学びました。パリではパリの大改造（1853~1870）がナポレオン3世の命令で、セヌ県知事のジョルジュ・オスマン（1809~1891）によって行われています。現在の姿だけではわからないので、ルイ15世（1710~1774）の王宮計画と並



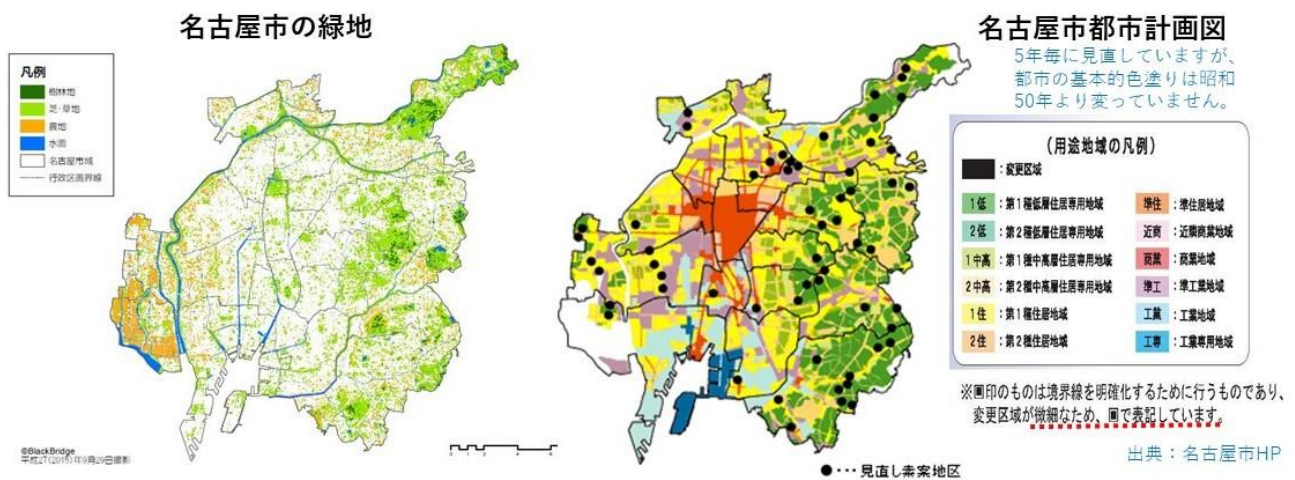
愛知県の新・アリーナ建設地を、名城公園（都市公園）80haの中で探しました。B・C案です。

	A案 名古屋市は4.6haを県に渡す	B案 県スポーツ会館+テニスコート	C案 現・体育館の敷地内で拡大
案の発想	2017年10月に、河村市長は大村知事の「北園を移転先に」に合意したが、市の野球場の代替地を県スポーツ会館跡とする案に、県ではその代替施設をどうするのか、決めていない。	野球場を県スポーツ会館跡に移設するくらいなら、いっそ、新・アリーナをそこに置けないか。浄水場の上に平屋のサブコートを置くことになり補強があるが、市営のテニスコートを無くせば可。	愛知県が名古屋から管理を移譲されている現・体育館の敷地利用（北の平面駐車場を含む）で、新・アリーナは収まらないか。敷地は3haと小さくなるが長方形の地形は効率が良い。
配置図 建物用途 興行場 建築面積 2万㎡ 延べ床面積 4万3千㎡ 4階建て、建物高さ3.1m 1万5千席の観客席			
都市計画法	アリーナ（興行場）は住居地域に建てられないので、名古屋市の都市計画審議会において、地域指定の変更等の手続がある。	道路と黒川に挟まれた県スポーツ会館、テニスコートの2haは、名古屋市の都市計画審議会において、都市公園から外し、近隣商業地域とする。	アリーナ（興行場）は住居地域に建てられないので、名古屋市の都市計画審議会において、地域指定の変更等の手続がある。
都市公園法 都市計画法の下にある法である。	第四条の当該敷地18haの建蔽率2%以下に違反。第一六条の「廃止された公園に替わるべき公園の設置」は行わないと、タウンミーティングで役人は答えた。これも法違反である。	敷地を都市公園から外すので、都市公園施設でもない。	第四条の当該敷地24haの建蔽率の2%以下に違反。第一六条の「廃止された公園に替わるべき公園の設置」は、現状の体育館の使われ方が公園の緑地ではないのでセーフか？
2017年に改訂 都市公園法施行令第6条収益施設は建蔽率10%以下	当該の敷地18haに対して（10+2=12%の施行令限度いっぱい）に計画された）公園施設と説明された。国の収益施設の例示は、飲食店、売店、遊戯、教養、集会、休養、運動、展望などの公園利用者の利便の向上を図るもの及び保育園（福祉施設）とあり、アリーナ（興行場）には国の判断が必要。		当該の敷地24haに対して、12%以下ではあるが、A案と同様に、アリーナ（興行場）には、国の判断が必要。現状も建蔽率2%以下に違反しているので、既得権をどこまで主張できるのか？「特別史跡」内にあり、B案のように都市公園から外すのは道理にあわない。
文化財保護法			文化財「特別史跡」内にあり「史跡の現状変更の申請」を文化庁に行う必要がある。

べます。

ヨーロッパの都市は、中世から絶対王政にかけて防御の為に都市を丸ごと城壁で囲み、外側、外側と城壁を広げる事によって都市は大きくなったのですが、庶民は4階建ての煉瓦づくりの建物に積み重なって住み、排便は部屋の中のオマルにし窓から道に捨てるという、道は汚物まみれの排水路でもあったので、疫病の流行が都市民の大きな恐怖でした。日本の都市では、中世から人糞を肥料として回収するシステムができていましたが、祇園祭り（厄除）に見られるように、やはり疫病は都市民の恐怖でした。

産業革命がフランスにも起き、さらに多くの人口がパリになだれ込み、都心部が、いわゆる貧窟（貧困・日影・風通し悪し・不衛生）となったので、貧窟を大胆に壊し、大きな道路で政府の主要な建物を囲み、かつそれらの建物を、広場を介して直線的に結ぶようにしたのが、オスマンの計画でした。ナポレオン3世の強大な力で建物の多くが壊され、石張りで統一された現代のパリの姿が作られたので



す。ナポレオン3世には、1848年のフランス二月革命では、細く入りくんだ路地裏だらけのパリ市内で革命勢力がバリケードを作り政府軍に対して抵抗を続け、ついに革命を成功させたので、民衆の暴動に対して軍を容易に動かせるという意図もありました。

パリには、中世からの広場の伝統があり、広場を結ぶ放射状の道路が作られたのですが、城下町は碁盤の目の道路であり、広場は神社・仏閣の境内がその役目を果たしていたので、パリの改造の形そのものを日本にとり入れることはありませんでした。

また、パリでは疫病対策として下水道の敷設が同時にされました。後に、そこに電気も通すことによって、電信柱のない美しい街並みができています。しかしながら、日本では下水道が都市の大切なインフラと捉えられず、下水道の普及が進みませんでした。また、戦前の電気事業は民営でしたので、電信柱だらけの醜い街並みとなっています。

大正8年(1919年)、市街地建築物法(建築基準法の前身)と合わせて都市計画法(旧法)が制定され、翌年施行されました。住居地域、商業地域、工業地域というゾーニング制度によって都市を計画し、都市計画制限(道路など都市計画施設予定地内での建築を規制)、区画整理制度で、新たな都市を作ろうでした。

リンカーズ・イン・フィールズ 200m×140m



ラッセル・スクエア 90m×90mこれが日本の公園規模アチコチあり



セント・ジェームズ・パーク



ハイド・パーク 1.5km×1.3km 隣のケンジントン・ガーデンを合わせると長さが2km、広場



① 旧市街地「大名古屋」は、商業系以外は、高さ31m以下の住居系の中でも最も規制が緩い住居地域がほとんどであり、マンションと町工場の混在となっています。

② 準工業地域が都心（城下町と熱田ノ宮）周囲に多いのですが、上記の建物用途表をみると準工業地域で建てられない建物は、ストリップ小屋ぐらいしかありません。ナゴヤドームと、イオンモールと、名城大学とが混在できるのです。

③ 道幅の広い道路に沿って、近隣商業地区があります。個人の店舗が道路沿いから消えていく代わりに、住居系より高い容積率を利用し、道路には影を落として良いので、道路の南側だけに、日影による高さ制限をかわし凸凹の背の高いマンションが建てられてきました。もはや近隣商業地域の商業はコンビニしかなく、住居系です。

④ 工業地域には、工場とマンションが並び立つのです。

用途地域によって容積率（延床面積÷敷地面積）は100%から1300%まであり、大きな容積率の土地には、大きな建物が建てられますので、土地価格に容積率がそのまま反映します。新たに地下鉄の駅が出来ることぐらいでしか、名古屋の都市計画のゾーニングは見直されていません。

●都市公園法は都市計画法の子

公園は都市計画で定められます。その内容は都市公園法で定めるので親子です。都市計画法に定められた都市計画審議会において、都市公園の撤廃、性格（総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園）の変更が可能です。

ロンドンだけでなくヨーロッパの都市では100haを越える大きな都市公園があり、地区公園5ha（4ブロック）、近隣公園1ha（1ブロック）が大前提となっています。

国の民主化の中で、王・貴族・教会の権力者から勝ち得た公園は、庶民にとってかけがえのないものでした。

石炭の煙の下で、人口密度が今の名古屋の3倍にもなっていた工業都市ロンドンでは、どうしてもオープンスペース（公園）が必要だったのでした。

ボルとして急ピッチで修繕されたように、空襲で焼け野原になった名古屋の戦後復興のシンボルです。
「壊すな！名古屋城天守」

河村市長と大村知事は、50年かけて育てた北園の緑を、愛知県の新・アリーナ建設で潰そうとしています。建築面積は2万㎡であり、北園21haの一割ですが、延床4万3千㎡、高さ31mのボリュームは、北園を圧倒し、北園をアリーナの前庭のようにしてしまいます。名古屋城天守を見上げる名城公園ではなくなります。

残念ながら、河村市長と大村知事、共に景観を守る、景観を作っていくというヨーロッパ流の感覚がないようです。ですので、名古屋は「白い町」と言われ、広い道路に車だけが走る魅力のない町になっているのですが、是非「魅力のない町は緑がない町だから」と気づいて欲しいものです。名古屋にとってたださえ少ない緑を壊す、県と市の政策に反対します。「壊すな！名城公園」

次に法文を入れて私が「都市公園法に定めた建蔽率2%以下に違反している」と判断したことの解説をします。

●都市公園法 四條 (公園施設の設置基準)



緑色が、名城公園面積80.41ha。

無料の名城公園・北園21haに、文化庁が「特別史跡」と指定する、入場料を取る名古屋城、県体育館の敷地、その周囲の堀、三の丸の土塁を一体としている。この都市計画図では、道路、水面、土塁も含んで都市公園と色塗りがされていて建蔽率算出ベースの敷地形状がわからない。

第四條 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）第二條第一號に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

●建築基準法第二條一號 建築物とは (用語の定義)

第二條 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びにコセン橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

都市公園法の建築物の定義は、建築基準法によっているもので、まず、建築は<土地に定着>していないといけません。水面に浮くのは建築物でないのです。

建築面積の総計（公園内に幾つも建物があるので）の当該都市公園面積の敷地面積に対する割合（建蔽率と言います）は<100分の2を参酌して公園を設置する名古屋市の条例で定める割合を越えてはならない。>ですので建蔽率は2%以下です。名古屋市が条例で2%を<参酌せず建蔽率を条例で勝手に増やす>ことはできません。

では、<都市公園の敷地面積>とは？ さらに、建築基準法の定義を見ましょう。

●建築基準法施行令第一条 敷地とは

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

この<一団の土地>というのが、わかりにくいですね。道路（道路法で認められいなくても道路上のもの 建築基準法 42 条）で分けられておれば、一団ではありません。道路の上にも、公衆トイレ、交番、空中通路を設けることが出来ますが、建蔽率算定の敷地面積に道路を入れてはいけません。団地内の道路は、一団地申請（建築基準法 8 6 条）という別な考えで敷地範囲に入れていますが、条件、制約があります。

<不可分>もわかりにくいですが、都市公園の為のサービス施設となればすべて不可分となり、建蔽率は合算されます。

<可分>であり、都市公園の建築面積 2%以下と算出するベースの都市公園の敷地に入れていけないのは、県スポーツ会館と同レベルにあるテニスコート 6 面です。このテニスコートは、名城水処理センターの上にあるテニスコートと繋がって運用されており、この 6 面のテニスコート単独で公園内の施設として成立していません。テニスコートの用途だから公園でいいのでは。とはならないのが<可分>です。<可分>であれば敷地を分けないといけないと建築基準法施行令の第一条にあり、建築の設計をするのにとっても重要な事です。

建築基準法には、建物そのものの安全を規定する「単体規定」と建築と都市との関係を規定する「集団規定」がありますが、「集団規定」は建物が建つ「敷地」によって規定されているからです。

このテニスコート 6 面に、建築物は建っていないので建蔽率はどうでも良いようですが、県スポーツ会館の敷地とは<可分>であり、ここは県スポーツ会館の敷地に参入できません。

私の想像ですが、名城水処理センターは、1963年（昭和38年）12月に着工していますので、昭和31年には、名城水処理センターの敷地も入れて都市公園だったのが、処理センターだけを建設時に都市公園から外してしまい、テニスコート6面だけが都市公園のまま残ったのかもしれない。

水路はどうでしょうか。ランドスケープデザイン（修景）で敷地内に人工的に水路を設けることがよくあります。この場合は、建てる前の敷地の現状が水路でなければまったく問題ありません。

また、土地台帳（公図）を役所から取ると、無番地であることがあります。赤道＝古くからの里道・あぜ道などで、皆が自由に通行していたが、今は道路でない場合。青道＝誰が造ったかも判らないが、田

畑への引水の為の水路や、自然に発生した水路等で、現在は埋め戻され水路は存在しない場合。どちらも土地の払い下げによって、敷地となります。

県スポーツ館の建蔽率が2%を超えているのが、不可解。

○ 可分であり、別敷地



名古屋城の堀はどうでしょうか。国有地です。水をたたえた堀は、<土地に定着>させる建築物がたたない、昔からの水路が今も続いてあるので、道路と同じで、水路によって分けられた敷地は一团を形成していない別の敷地だと思います。堀を埋めた土橋で繋がれておれば一团の敷地ですが、堀の水面の上の橋でしか繋がらないのでは、別敷地です。

問題は、水面が無い堀の扱いです。

●**建築基準法施行令第二条 敷地面積とは**
(面積、高さ等の算定方法)

第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 敷地面積 敷地の水平投影面積による。ただし、建築基準法（以下「法」という。）第四十二条第二項、第三項又は第五項の規定によつて、道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は、算入しない。

水平投影面積とあり、具体的には「がけ地」であってもその水平投影面積を算出して普通に敷地に入れているので、水面がない堀も敷地に入れるのでしょうか、私には判断できません。

これらを踏まえて、都市公園面積は80haであるが、名城公園の北園は、道路2本によって3つの敷地に分かれており、それぞれの敷地において、建蔽率2%以下でなければならぬので、「建築面積2万㎡の新・アリーナは、敷地面積 約18haの建蔽率2%以下に違反している。」としました。

よくわからないのは、愛知県スポーツ会館です。住居地域であり規定の建蔽率60%は余裕で守っていて、問題ないと見過ごしていましたが、ここが都市公園の指定を受けているとなると、この2haの敷

地の中で建蔽率2%以下を守らないといけないのです。

建設は1972年（昭和47年）4月であり、都市公園法が制定1956年（昭和31年）され、同時に名城公園が生れたあとなのです。名城水処理センターは、1963年（昭和38年）12月に着工しており、今は都市公園ではないです。

都市公園として指定された所に、県スポーツ会館が建蔽率2%を超えて建てられたマジック（建蔽率の移転が出来るのか？容積率移転は建築基準法86条により街区をまたいで行う事ができる。）が今も正当であると証明されれば、私の「県の新・アリーナが都市公園法に定めた建蔽率2%以下に違反している」判断も変わりうります。しかし、それは都市公園法の法の精神「都市にオープンスペースを確保する」からしてオカシイと私は思います。

県スポーツ会館の「既存不適格」にこだわって書いてきましたが、この事がB案の発想になったのでした。名古屋市は8月4日タウンミーティングでは、県スポーツ会館にここを出て行ってもらい、ここに野球場を移設するA案の説明が県の了承がないままにありましたが、県スポーツ会館を県の新・アリーナに建て替える方が、都市公園・名城公園の全体の姿として良いと思います。地下鉄の駅からの距離も50m増えるだけです。

次に、私の判断「名古屋市が愛知県に、県の新・アリーナ建設のために名城公園4.6haを渡すなら、その4.6ha分の都市公園を新たに設けないといけない。役人の答弁の＜愛知県の敷地の緑の繁茂を待つ＞は、都市公園法に違反している。」の解説を、法文を出して行います。

●都市公園法 十六条

（都市公園の保存）

第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

- 一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合
- 二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合
- 三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

名古屋市は＜みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。＞のです。

名古屋市のタウンミーティングのタイトルは「名城公園北園と新たな公園施設について」ですので、県の新・アリーナを名城公園の「公園施設」としてしており、都市公園を廃止するものではないのだから、この第一六条に違反していないということなのではないでしょうか。しかし、それですと、第二条の「建蔽率2%以下の建築物とせよ。」に違反です。

第二条二項の但し書きによる政令によって、都市公園の公園施設の建蔽率は、12%までOK！は、次の第三項 都市公園法改正 Park-PFI 2016年7月制定で詳しく説明しますが、ここでも簡単に書いておきます。

都市公園法第二条で建蔽率は法で2%と決めており、それを受けての法第十六条二項<廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置>が必要とされているのです。第二条二項の但し書きによる政令では、新たにカフェ等の収益施設を設け、その儲けから公園を整備するというインセンティブとして、その収益施設の為に建蔽率10%を差し出すということですが、上位にある法を曲げるには、相当の理由、法第一六条一項<都市計画事業が施行される場合>において<公益上特別の必要がある場合>が要ります。私は県の新・アリーナ=イベントホールがこの政令にある収益施設、すなわち「公園施設」とは思わないですし、名古屋市民にとって<公益上特別の必要がある>施設であるとも思えません。



公園に代わるべき都市公園が設置>が必要とされているのです。第二条二項の但し書きによる政令では、新たにカフェ等の収益施設を設け、その儲けから公園を整備するというインセンティブとして、その収益施設の為に建蔽率10%を差し出すということですが、上位にある法を曲げるには、相当の理由、法第一六条一項<都市計画事業が施行される場合>において<公益上特別の必要がある場合>が要ります。私は県の新・アリーナ=イベントホールがこの政令にある収益施設、すなわち「公園施設」とは思わないですし、名古屋市民にとって<公益上特別の必要がある>施設であるとも思えません。

名古屋市の8月4日の説明では「来年、都市公園法の手続きをする」とあるだけで、県の新・アリーナを名古屋市の都市計画事業としてどう位置付けるかの説明はありませんでした。愛知県が300億円かけて建設するというのですから、それを名古屋市の都市計画事業として位置づけるのは、事業主体が違い難しいでしょう。都市計画審議会で「市の管理地を、県の新・アリーナの敷地に渡す。」ことを、都市計画事業にするのでしょうか。

名古屋市の名城公園に県の新・アリーナを建設することを、河村名古屋市長と大村愛知県知事は合意した。としていますが、両者のいがみ合いの中で、それぞれが思いつきをぶつけあっただけで、市民にとって、実に悲惨な結果でしかないと思っています。名古屋市の都市計画審議会の有識者の皆さんはどのように、判断するのでしょうか。



三項の<土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除>には、この4.6haの新・アリーナの敷地管理者が、名古屋市、愛知県のどちらになっても、国有地であり問題となりません。

三項の<土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除>には、この4.6haの新・アリーナの敷地管理者が、名古屋市、愛知県のどちらになっても、国有地であり問題となりません。

現在の名城公園の愛知県体育館は、敷地ごと県が管理をするとなっており、市との境界が明示されている。

●愛知県管理の現状の敷地の実態

を見ましょう。周囲に大相撲興行時などに臨時駐車場とすべく砂利

敷きを設けているだけです。石垣は名古屋市緑政土木の管理です。

敷地は体育館としての機能だけであり、都市公園内の「緑地」の要素は「境界」の植栽と、戦没者慰霊碑のまわりでしかありません。

愛知県は6月に配置図（土地利用図）を発表していないので、市の資料から私が以下に想定しました。名古屋市が愛知県に渡す4.6haの土地に、8月6日に役人の答弁した「緑の繁茂を待つ樹木」の植えられる余地などあり得ません。4.6haの敷地周囲と、駐車場の車止めの間くらいしかありません。以上の実態の想定からすると、都市公園法四条の建蔽率2%を守らず、法一六条の「都市公園の保存」を図るとなれば、名古屋市都市計画審議会において、県の新・アリーナの敷地は「都市公園」から外し、都市計画の用途地域は「近隣商業地域」としなければなりません。そして、第一六条四項<二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合>に合致すべく、別に4.6haの「都市公園」を、名古屋市は市内のどこかに新たに設けないといけません。

「名古屋市が愛知県に、県の新・アリーナ建設のために名城公園4.6haを渡すなら、その4.6ha分の都市公園を新たに設けないといけない。役人の答弁の<愛知県の敷地の緑の繁茂を待つ>は、都市公園法に違反している。」

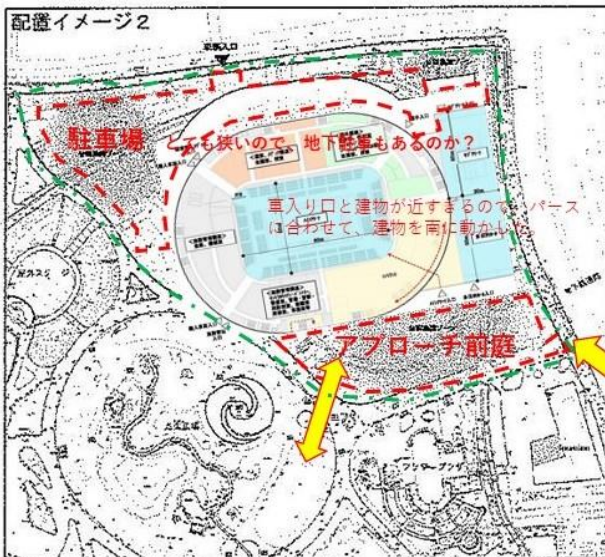
愛知県管理地 ← 境界の植栽 → 名古屋市管理地（東入場門）

の私の判断には、このような長い前振りがあったのでした。

● 都市公園は「建蔽率2%以下」とは

を、もう一度振り返ります。河村市長、大村知事だけでなく、議員、報道の方、名城公園を利用しない

8月4日のタウンミーティングで市から配られた配置イメージと、6月11日に県が発表した鳥観パースです。



県は、配置図（敷地利用）を示しておらず、パースは一案でしたが、平面計画は2案ありました。パースになった方の平面図から、その配置利用をパースと、現状の愛知県体育館の使用形態から考えて、私が赤字で、敷地利用を想定して入れました。駐車場の少ない事と、公園からのアプローチも前提に入れていることに気づきました。地下鉄駅が道路の反対側ですので。新たに、地下通路を名古屋市は作るのでしょうか？



1万5千人が地下鉄駅に殺到すると危険なのでバッファーとして、前庭が必要。この建物のボリューム感が公園を支配し、その利用形態から名城公園は前庭となる。

名古屋市民の方にも「公園に体育館があってもよいのでは」と漠然と思うのではなく、都市には建物がないオープンスペースとしての「都市公園」が必要だと理解していただきたいのです。

日本の公園は、1873年（明治6年）に遡りますが、上野公園・芝公園など江戸庶民が親しんできた寺

社境内の公園化が中心で、一から新しく公園を造られたのは、日比谷公園 16ha が最初でした。1893 年（明治 26 年）に東京市が、名城公園と同じく軍の練兵場からから払下げを受けたのでした。鹿鳴館で日本をアピールする如く、ヨーロッパの公園を真似てデザインされました。そして、ようやく 1909 年（明治 42 年）になって、名古屋は鶴舞公園 24ha で、真似ることができました。

Park-PFI創設の背景

○都市公園のストックの増加（1人当たり都市公園面積：1.0㎡/人を超えている）
○施設の老朽化、魅力の低下

○一方、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られており、公園整備、更新への投資もある程度限界がある

○都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間の資金の活用をより一層推進することが必要

民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進する

公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

・広場等の公園整備を併せて行う収益施設（カフェ、レストラン等）の投資回収等を公募選定する手続きの創設
・当該手続きに基づく場合、設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建設率の緩和 等

公園のデザインは様々です。運動公園は、その建蔽率の半分まで運動施設でよいのですが、野球場、サッカー場いずれも観覧席を含めて建蔽率は 2%以下です。

では、何が都市にいるのか？「都市公園」に必要とされるものは何か？それを、先人はヨーロッパに、マンハッタンに学びました。



NY ユニオンスクエア 1832 年 3.5ha

この規模の公園は英語ではパークでなく、スクエア。

日本では、血を流して民主化を勝ち取っていませんが、同じように領主・寺社から広場、公園も勝ち取っておらず、憲法を自らのものとして捉えにくいように、広場、公園が都市に絶対に必要なものと捉えることが出来ていません。8月4日のタウンミーティングを聞いていても、市民から「鳥の来る森が減る。代わりに森を市は用意するのか。」とはありましたが、鳥が来る森が人にも必要だとは続きませんでした。確かに、かつては住いの近くに森に囲まれた寺社があり、都市公園を設ける必要などありませんでしたが、八事の興正寺のように宗教法人は生き残る為に森を減らしてきました。

緑も水面も花も公園にはいるのですが、第一に必要なものは、青空なのです。空気なのです。よって、建蔽率 2%以下とされたのです。

名古屋市は、名城公園のまわりを見ればわかるように、平屋建ての木造官舎が高層化され、これからも建物は空に向かって伸びていくでしょう。先人が、練兵場を「都市公園」として残してくれた事は、日比谷公園、鶴舞公園と共に、未来になればなるほど価値が高まりましょう。河村市長と大村知事のいがみ合いの犠牲に名城公園をしてはいけません。NY のユニオンスクエア程の公園が、県の新・アリ

一ナの為にあっさり消えるのです。

● 「都市公園の量は、一人 10 m²の目標を達した。

これからは質の維持だ。」と国は言っていますが、名古屋市の都市公園は、一人 10 m²の目標を達しているのでしょうか。

久屋大通り公園は、この第二条二項の但し書きによる「政令」によって、都市公園の公園施設の建蔽率は、10%までOK!として進められたのですが、これは「政令」なのです。

「外国人労働者の受け入れ」でも、国は急ぎ、安倍内閣の力で法を通し、内容の肝心なところは「政令」としていて、国会で追及されると、役人のデータのいい加減さが幾つも露呈しました。

この「都市公園法改訂」は、重要文化財保護法の改定と同じで部分的な改訂であり、国会での十分な論議を経ていません。私は都市公園 1 人 10 m²の目標の実現を疑っています。都市による差もある

市の別にある都市公園	都市域の中の「都市公園」		市内にある「緑地」公園	
		面積 ha	私の判断による	面積 ha
千種区	千種公園	5.5		
	庚子公園	4.8		
	平和公園	16.5	平和公園(墓地)	140.1
東区	徳川園	4.5		
北区	名城公園	80.4		
西区			庄内緑地(遊水池)	44.5
	蛇池公園	4.5		
中村区	中村公園	6.3		
中区	久屋大通り公園	10.8		
			普賢大通り公園(高架道路下の両脇)	2.8
	白川公園	8.5		
昭和区	鶴舞公園	24.3		
瑞穂区	瑞穂公園(運動公園)	24.5		
緑区	富の渡し公園	0.6		
	神宮車公園	7.8		
	白鳥公園	7.8		
中川区	松蔭公園	3.1		
	松蔭開門公園	0.2		
	富田公園(戸田川)	6.7		
港区			戸田川緑地(川の両側、川面積は除外)	40.1
			庚子川公園(川の両側)	26.1
			日光川公園(日光川に面する)	7.8
			藤永公園(藤が干道に面する運動公園)	36.3
南区	呼続公園	4.4		
守山区			雨池公園(ため池)	1.2
			八竜緑地(ほとんどもが特別緑地保全地区)	6.4
緑区			新築地公園(ため池)	5.8
名東区			種彦緑地(雑木林)	66.6
天白区	天白公園	26.5		
	堀池公園(池は小さい)	3.5		
小計		252.6		377.7
名古屋市面積	32654 ha	0.75%		
名古屋市人口	2,395,918人	1m ² /人		
合計				630.3
名古屋市面積	32654 ha			1.20%
名古屋市人口	2,395,918人			2.6m ² /人

はずなので、都市ごとにチェックが要ります。

最初に私が掲げた名古屋の都市計画図では、市街化区域の「緑地」も「都市公園」と共に示しています。「都市緑地」には税金対策の梅林も含まれます。

千種区の墓地、守山区、名東区、緑区の「緑地」、西区、港区の庄内川、日光川、戸田川の「河川敷」は、先ほどから私が例示してきた「都市公園」とは違います。「緑地」は遠足でワザワザ出かける都市公園です。日々の日常生活に潤いを与え、いざとなれば防災拠点となる 4 ha 程の地区公園の整備こそ「都市公園」整備の要です。

●名古屋市のホームページ(暮らしの情報)

から、名古屋市が「主な都市公園」言う 30 か所の公園を取り出し、おおよその面積を出して合計しました。

私の判断で集計すると、都市域の公園面積は、1 m²/人であり、名古屋市が HP で示している私が「緑地」だと判断したのも含めても「主な公園 30 か所」全部でも 2.6 m²/人しかありません。

この名古屋市 HP 暮らしの情報「主な都市公

園」では、東山動植物総合公園 60ha、緑ヶ丘墓地公園 60ha、小さな近隣公園は含めていません。

●名古屋市全ての都市公園面積は 5.7 m²/人となります。国が目標とする 10 m²/人の約半分です。別の名古屋市都市計画のデータ（平成 24 年度）をさがしました。名古屋市の都市公園は 767 か所、都市公園面積合計は 1372ha とあるので、239 万人の人口で割ると 5.7/m²となります。感覚的に昔より言われてきた「名古屋は白い街。公園がない、緑がない。車の町だ。」はデータで証明されました。

公園を 30 か所このように並べると、名古屋市がどのように地域公園、総合公園、運動公園を作ってきたかわかります。都心に新たな公園を作るには、神宮東公園のような、都心に残っていた大きな工場の跡地しかなく、名古屋市の大きな都市公園は東の山と西の河川敷に偏っています。

都市の中に 1 ha 以上の「都市公園」を作るのは大変です。この表にはないですが、川名公園 2 ha を、都市計画決定をして、住んでいる方に出していただき、作り上げるのに実に 50 年かかっています。立ち退きはそれほど大変なのです。

今のままでは、県の新・アリーナの為に、都市公園 4.6ha を名古屋市民は失います。名古屋市緑政土木局がその面積を回復するのに 100 年ですみましょうか。政治家である大村知事は、100 年先まで彼の金字塔である新・アリーナと共に名を残すので満足なのでしょう。一方、愛知県民でもある名古屋市民は、河村市長にいいようにあしらわれた県知事として、これから 100 年、大村知事の名を記憶に残すことになりましょう。「壊すな！名城公園」

第三項 都市公園法改正（Park-PFI）2016年7月

久屋大通公園北エリアは、この制度を使い来年 2020 年 6 月竣工に向けて工事中です。名古屋市は 2017 年 10 月に公募し、2018 年 1 月 22 日に三菱地所グループと三井不動産グループ（大成建設、日建設計、岩間造園）の応募があり、2 月 13 日に有識者によって三井不動案グループに決まりました。

【住宅密集型公園への取り組み】



愛知県はこの 6 月 11 日に、県の新・アリーナでも、この久屋大通公園方式：公募設置管理制度（Park-PFI）を使おうかと、今後のスケジュール表、収支予測（年間収入 10 億円、支出 7 億 5 千万円）を発表したので、久屋大通公園を例にして、都市公園法改正（Park-PFI）2016 年 7 月を説明します。PFI は、30 年という長期の事業（Park-PFI は 20 年）と、設計、建設を、行政が一括で民間委託する方法です。役人が設計事務所と共に住民ニーズを組み上げる手間がなく、事業そのものが長期に行政か

ら離され、しかも儲かる（イタリア村のように失敗もあり）というので、全国で流行っています。しかし、事業に素人の役人がコンペ要綱を作成し、もっと素人の議員がチェックするだけです。いざ、業者が決まり、施設の内容を住民の知るところとなってから、住民から「住民サービスになっていない。」との問題がしばしば起きています。近くでは、小牧市図書館の蔦屋が記憶に新しいです。

●なぜ、名古屋市民は、久屋大通公園への商業施設の設置に反対しないのか？

三井不動産の案を、名古屋市はパンフレットにして市民に配りました。以下はその部分です。

北エリア		両側町に見立てた新しい街並み ●施設のテラスや動線を沿道側に設けることで、公園の賑わいと沿道の賑わいを繋いでいきます。
業種・業態	飲食・サービス業等	
建築面積	1,748㎡	
延床面積	1,996㎡	
屋外部分面積	864㎡	
階数	1階建（一部2階建を想定）	
テレビ塔エリア		
業種・業態	物販・飲食・サービス業等	
建築面積	3,652㎡	
延床面積	5,410㎡	
屋外部分面積	489㎡	
階数	2階建（一部1階建を想定）	

河村市長が公約として「賑わいだ。」と言っているのは私も知っていますが、「都市公園」に賑わいがいるとは思えません。改正なった都市公園法の政令には「都心にある都市公園を賑わす施設」などとはありません。「公園利用者に利便をはかる飲食、売店など」です。

「両側町」と書いてありますが、京都の三条通りのような「両側町」にはなりません。①公園の東西にあったカフェ、レストランは撤退しています。業務地域としての価値を栄は名駅に奪われてしまい、日常の人通りが減ったからです。代わりに超高層マンションがたっており、さらに栄では住居系が増えましょう②久屋大通公園の地盤は、地下街、地下駐車場によって両側より高く、歩く人の目線が会いません。③なにより、両側の真ん中の道路は3車線であり、車の往来が激しく、歩行者が自由に両側を行き来することはできないのです。

河村市長は、「元・テレビ塔を残す」と決めました。「戦後復興のシンボル」として、登録有形文化財となっています。その展望台としての稼ぎを確実にし、用済みになった元・テレビ塔残すための、テレビ塔周囲の商業施設の設置なのでしょう。そして、それには名古屋市民も反対していないのだと思います。しかし、元・テレビ塔にホテルを作るとなると、「公園利用者に利便をはかる施設」と言えましようか。大変疑問です。都心のホテルはいつでもラブホテルとなりうるので、公園には似合いません。

元・テレビ塔エリアを「都市公園」から外せば、自由にデザインできるのですが、行いません。久屋大通公園を南北 1.3km に渡って、栄の「賑わい」の中心軸としようとしています。既に、久屋大通公園の南半分の広場での「賑わい」をもたらす日々のイベント会場は、市は民間会社に委託しています。



昭和 29 年 1954 年テレビ塔完成 足元の住宅は区画整理事業で立退き、公園に。

大津通りを中心に、栄から大須にかけては名駅にない買い回り商店街となっており、「都市公園」の性格をイベントによって近づけようとしているのですが、広島「市民が行うイベントでのまちづくり、賑わいづくり」事例から見て、イベントをプロ化すればするほど名古屋市民は離れていくし、毎日 135 万人が乗降する名駅の「賑わい」に対して、広小路沿いの市バスターミナルをやめるようでは、チグハグの政策です。業務施設が栄に戻る政策を行わないと、栄の復活はないのではないのでしょうか。

住居系が増えている栄地区で、これからの栄のまちづくりをどうするのかの展望がなく、落ち込む栄に、過去の栄の繁栄＝繊維街の興隆を重ねて夢を見、税金を投入して、はたして「暮らしやすい町」に名古屋はなるのでしょうか。私は老人ですので、栄でのイベントはうるさいだけです。

これらを名城公園に映してみましよう。名古屋城には、名古屋人は訪れなく、中国人などの外国人ばかりです。「賑わい。」だと河村市長は官庁街も期待して「金シャチ横丁」を作りましたが、はたして上手く回っているのでしょうか。名城公園の道路の東側には官舎が並んでいましたが、二つ目の大学が来ます。その奥の東、公園の北、西は住居系です。名城公園は、50 年かけて練兵場の土くれを緑に変えました。その公園を潰しての県の新・アリーナです。建物用途は「興行場」だと第一項で述べましたが、カタカナでいうとイベントホールです。席数は 15000 席です。周りの環境にあっているとは思えません。

タウンミーティングでは、北区の住人に対して、役人が「プール、野球、ランニング、植栽が無くなる。」と公園施設で消滅するものを掲げ、「地区公園の利用者に言いおいた。」という証拠づくりにしか見えませんでした。名城公園 80ha は北区住民だけのものではないし、名古屋市としての都市の姿の展望がないといけないと思いますが、久屋大通公園と同じく「県と市で決めた事」だけなものでした。

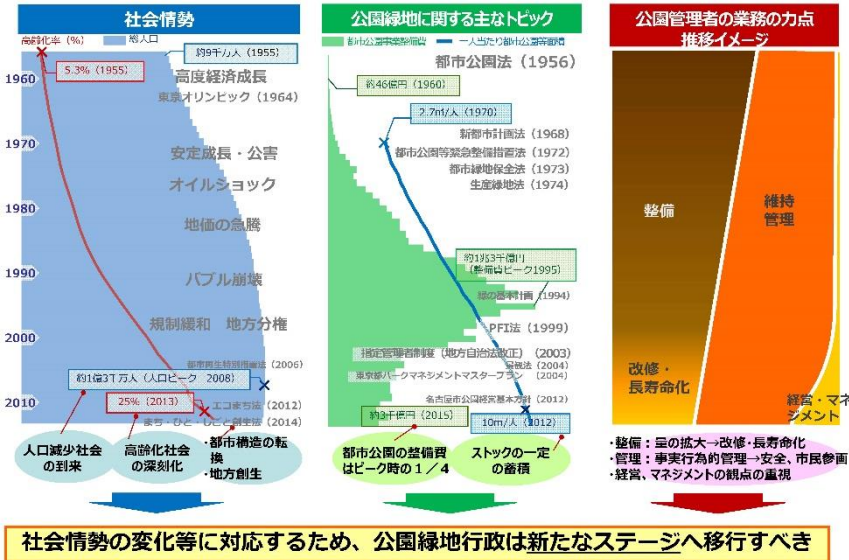
河村市長の肝いりの「天守木造化事業」は、「議会の承認を得た。決まった事」のまま、もう 4 年経っています。その河村市長が「県体育館は城から出ていけ」と言い、大村知事が「なら、名城公園を敷地に寄せ」というのでは、そこには都市政策も、名古屋市民の意見集約もなにもありません。県の「基本構想」の発表は 6 月でしたので、これから議会で議論されるのを期待して書いていきます。

●公募設置管理制度 (Park-PFI) とは、

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課で「都市公園法改正のポイント」を出していますので、それで説明します。

思い切り短く言うと、

法律改正の背景：社会情勢の変化と公園緑地行政の変遷 国土交通省



社会情勢の変化等に対応するため、公園緑地行政は新たなステージへ移行すべき

建蔽率の上乗せをしてもよい。結果、建蔽率は最大12%となる。

公募設置管理制度の特徴

国土交通省

公募設置管理制度とは・・・
 ○都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続さ
 ○事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
 ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

・公募設置等計画の**認定の有効期間は20年**
 ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の**許可を与えなければならない**
 （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

特例2 建蔽率の特例（2%→12%）

・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
 ・公募対象公園施設については、**休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乗せ**

特例3 占用物件の特例

・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、**自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能**



言い換えると、公園の建蔽率を増やし利用者の便を図る儲かる公園施設を建てる為には、行政は公園管理者を公募し、応募者が施設設置して、その利益を公園の整備に還元しなくてはならないのです。

問題の① 公募の為の条例の手続が要ります。県だけでしょうか、市もいるのでしょうか？
 問題の② 都市公園であり続けなければ建蔽率が上がらないの

で、「公園利用者の便を図る施設」でないといけません、私は県の新・アリーナは「都市公園」とは可分であり、新アリーナ＝イベントホールは「都市公園」に不適だとも書いてきました。

問題の③ 久屋大通公園は、名古屋市の公園であり名古屋市が公募したのですが、名城公園は市の都市公園のままで、愛知県が公募をし、その還元金は市が受け取るという事は大変難しいでしょう。河村市長と大村知事の間で折り合いがつかましようか。公園の境界を新たに作って公園の敷地を県に渡すか、いっそ4.6haの土地を都市公園から外し、近隣商業地域にしないといけないうか、とA・B・C案の表中

に書いた理由がここにあります。

名古屋市は、国の目標値 10 m²/人を越えたから、この政令に従って**公募設置管理制度 (Park-PFI)** を利用すると言えるのでしょうか。

名古屋市暮らしの情報を見ると、名古屋市域であれば、墓地、雑木林、河川敷きの公園に含めての 5.6 m²/人であり、違う法である**都市緑地法**で定めた「緑地 (農地を含む)」を含めて 2798ha となり、11 m²/人とようやく 10 m²/人を越えます。

しかし、この法は**都市公園法**なのです。名古屋は、公園を増やさなくてはならないのです。どうして貴重な都市公園である名城公園を潰せましょうか。人が足を踏み入れることができない「緑地」は「公園」とは実感出来ないので、国が説明に使ったデータも怪しいと思っています。

名古屋市内にある県の公園として、守山区に小幡緑地 72ha もあり、それも名古屋市は足しているのか、どうにも名古屋市の集計はよくわかりませんが、私が感覚的に東京より公園が少ないと感じるのは、前項で集計したように、名古屋市が自ら「主な」という市域の公園・緑地面積が 2.6 m²/人という事と、20ha 規模は、名城公園、鶴舞公園、瑞穂運動公園、天白公園しかないという事だと思えます。

●政令で例示されている、公募される公園施設とは

用語説明



公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
⇒事業の核となる収益施設	⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設	⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件
○飲食店、売店等の公園施設(※)であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの (※) 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所	○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設(※)であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの (※) 全ての公園施設が対象	○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

飲食店、売店はともかく、※印が、良くわからないので、例示されている条文を下に入れます。

都市公園法二条の二項 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

一 園路及び広場

- 二 植栽、花壇、噴水その他の**修景施設**で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の**休養施設**で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の**遊戯施設**で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の**運動施設**で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の**教養施設**で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の**便益施設**で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の**管理施設**で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、**都市公園の効用を全うする施設**で政令で定めるもの

※印の、展望台、集会室がなく、ここの条文は、昭和31年の都市公園法の制定時のままであり、今回、国が「公募公園施設」と言うのは、政令で定めるとありますので、都市公園法施行令 第五条から抜粋です。

2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては**当該地方公共団体が条例で定める休養施設**、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

- 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては**当該地方公共団体が条例で定める運動施設**、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、**野外劇場、野外音楽堂**、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
- 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては**当該地方公共団体が条例で定める教養施設**、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対

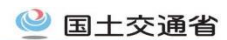
策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

都市公園には、瑞穂運動場のような運動公園もあり、当該の自治体である名古屋市が県のスポーツアリーナを体育施設と言いきれば法的に良いのでしょうか。いいえ、観客席を15,000席とし、武道館のようなコンサートを行い、かつ儲けるとなる「興行場」を体育施設とは言えません。屋根がなければ、野外劇場、野外音楽堂とありますので、規模が大きくても問題ないのかもしれませんが。ですので「県の新・アリーナは、国土交通省への確認が必要だ。」と、表に書き入れました。

● 保育園他の通所の福祉施設も都市公園に作ってよい

保育園が足りないということで、「特区」と称して公園に保育所を作ってよいと個別に指定していたのですが、それを一般化しました。

施行令で定める施設



施行令12条第3項		施設の種類の
第1号	○児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設 ・ 放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・ 一時預かり事業の用に供する施設 ・ 小規模保育事業の用に供する施設
第2号	○身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・ 身体障害者福祉センター
第3号	○老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人デイサービスセンター ・ 老人福祉センター
第4号	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設 ・ 地域活動支援センター
第5号	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園
第6号	都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	



● 久屋大通公園・北エリアでは反対の署名運動がされましたが、時すでに遅しでした。

「樫が切られる。悲しい。その代りに商業施設なんていらない。」「この公園で子供を育てた。この辺りの町内会は皆、反対だ。」「この樫公園があるから、このマンションに引っ越してきたのに。」などなどで、2017年5月に1560名の署名を集めて、名古屋市に提出されていたのでした。

私は、2017年10月に、建築ジャーナルの10月号を読み、あざんとしたのですが、10月20日に樫を見下ろすマンションの住民に、名古屋市の住宅都市局都心まちづくり課から説明会があるから出てよと言われ、出たのでした。

10人の住民に対して、役人3人が来られ、9月作成の「久屋大通りのありかた」A4版39枚の説明を聞きました。「5月に久屋大通再生シンポジウムを行い、会場の大多数の賛成を得た。議会では、事業者、設計者、施工者のグループによるPFI方式の公募に関わる予算を認めてもらった。決まった事。シンポジウムのお知らせは町内会長に出していた。」に、住民は大反発でした。「お知らせなら、公園に看板を建てろよ。」なのでした。昔ながらの町内会は、名古屋市が定めた「超高層マンション誘導地域」の住民には機能をしていません。

樺は間違っって密植されたので生育が悪いとして、既に何本か切られていたのですが、どのような姿に公園になるのかは、役人「事業者の提案によるのでわからない。樺は切って良いとし、飲食、公園サービス施設は、敷地の建蔽率10%以下とする。1階建てか2階建てかもわからないが、2階建て以下としている。これらが名古屋市からの公園の形への条件。案が決まったら、業者から説明をしてもらう。」でした。

あと、公園両側の車線は3車線から1車線にする。と、久屋大通公園を横切る京町通りと魚棚通りとを閉鎖すると言うのも説明をこの時に受けたのですが、道路の方は「誰が決めたんだ！」と、5月20日～6月11日期限に抗議が殺到して、コンペ要綱には盛り込まれませんでした。

2018年1月に案と同時に三井不動産グループに決まったのですが、住民への説明会は2019年1月の着工前に工事説明が行われただけで、名古屋市と20年の契約を結んだ三井不動産には、案について住民要望を聞くスタンスはありません。当然です。名古屋市が議会で諮って決めた事ですので、今の河村市政ではこうなります。「天守木造化事業は、議会承認を得て決まった事。」と、同じです。

既に樺は入れ替えており、工事は来年3月には終わってしまう予定ですが、住民は確認申請の公開請求をして図面を手に入れましたが、説明会では色塗りのゾーニング図でしかなかったのが、詳細が分かると言うだけの事です。マンション反対運動での、日影とか駐車場の問題はここにはないのでこのままなのでしょう。民間事業でなく名古屋市の事業「都市公園」ですのでヒドイ市政だと思いました。

先日、NHKが放送で「こんなに素晴らしいのができるのね。期待ですね。」と、名古屋市広報機関を

NHKがしていましたが、案が良いかどうかではなく、お上から下げ渡された公園の案では、住民から反発があるのは当然です。そのお上の住民説明は「案はわからない。有識者が決める。」では、もうあきれるしかありません。

行政が、設計事務所に依頼し、ワークショップを開き住

●久屋大通公園の樺
グリッドに密植されて、病の木は切り倒されている。



●名城公園の樺
開業の屋敷林を壊し開引してきた。細い木もある。



●水施設（日本庭園風）のメンテは金喰いなので放置された。
ロランゼルス広場、若と湧水の景園



●樹木には剪定が必要
剪定された樹木は、そのままの状態で放置されている。



対策例の1：切り株の小径を作る。計画的に伐採し、新たに散策路を作る。



対策例の2：ニレノキに植え替える。大木にならない樹の仲間ニレノキに植え替える。部分的、計画的に。



対策例の3：樺の大木を作る。計画的に伐採し、ロンドンの公園のようにデザインをします。



DESIGN OFFICE TAK 20171201名古屋市は商業施設を呼び込み、それに公園のメンテをさせる前に、市民に「公園は？」と問うべきである。

民の要望を吸い上げる手法もあるのですが、名古屋市役人の長年の懸案事項を河村市長の剛腕で強引に進めたのでしょう。

住民は、「樫を切るな。」とは言えても、「公園をこうして欲しい。」と、住民の意見をまとめることはできません。ここが、何時も行政が強くて、住民の意見が無視されるところです。

専門家が密室で決めてしまってよい事なのでしょうか。今さら遅いとはわかっていましたが、生活環境コンサルタントとして、「樫の大木は関東であり、名古屋では生育が難しい。名城公園のように、樫は細いままで良いとか、樫を間引きするとか、案は幾つもあったはずですが、その説明を名古屋市が行わなかったことはいけない事です。」と一枚描き、住民に渡しました。

第3章 久屋大通の再生における視点

久屋大通が抱える課題を解決していく上で、2027年のリニア中央新幹線開業なども踏まえ、名古屋を一体的に見た戦略の中での久屋大通をどう位置付けていくのかという視点が重要です。

そこで、久屋大通の再生を考える上で必要となる視点について、以下に整理します。

3-1 都心の周遊ルートの重要性

多様な賑わいの拠点それぞれが、ばらばらに存在しており、人々が歩いてゆったり周遊できる形態になっていません。そこで、それぞれの役割をとらえ、周遊ルートを意識しながら久屋大通のテーマ性を明確に打ち出していく必要があります。

2027年
リニア中央新幹線開業
・国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点として都市機能が強化

2022年
名古屋城天守閣木造復元計画
・現状でも150万人が訪れている名古屋城を木造復元することによる観光機能の強化

2027年
久屋大通の再生
・賑わいと魅力にあふれた、世界に誇れるシンボル空間の形成

2017年9月の「久屋大通のあり方」パンフ

都心の都市構造

名古屋の都心に限らず、都市のため、本ビジョン

【都心の都市構造】

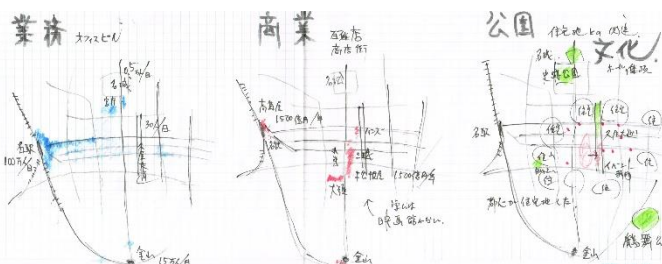
都心ゾーン
広域的な交通網と結節し鉄道密度の高い地域
(おおむねJR中央本線・東海通本線、出雲町通などで囲まれる範囲で名古屋駅周辺等を含む範囲)

2019年2月の「都心部まちづくりビジョン」のパンフ

●私が怒ったのは、名古屋の都心を「賑わいでつなぐ」という説明です。

今の大学の都市計画とはこんな程度の教育なのかと、心底、心配になりましたが、今年の都市計画のパンフレットも同じでした。

毎日135万人の乗降客で賑わう名駅は業務施設を集め、もはや新都心になりました。リニアも来ます。名古屋城は年間200万人の観光＝賑わいの拠点と言う目でしか見ておらず、市民の為の総合公園、史跡を元に市民が名古屋文化に誇り持つことが出来る博物館・学芸員の整備の視点はないです。そして、栄



は久屋大通公園が栄の賑わいの中心だと言うのです。人の寄り付くスケール感・規模の違いを語らず、その集まる人の質も違うのですが、絵の上で太い線で3か所を繋げるだけで、どうして人は回遊するのか、全くわかりません。歩いて周遊できる距離では無いです。

名古屋そのもの成り立ちは「ものづくり」のサービス基地であり、名古屋 GDP13 兆円のうち、観光事業はいくらもないのです。「暮らしやすい町づくり」の視点があれば、それぞれの拠点の個性を、業務、商業、住居、文化と分析したデータがあるべきですし、あるに違いないのですが、河村市長が喜ぶヨタ話しか市民に説明されません。



● 名城公園への県の新・アリーナ建設費 300 億円は、県の税金ですが、名古屋市民も払っています。

4 年前の知事選で、大村知事は「名古屋駅に、高速道路を突っこむ。」と、名駅周囲の渋滞を心配する名古屋市民を無視した公約を掲げました。そんな、三井不動産・名鉄頼みの公約など出来はしません。大村知事はこの 4 年前の公約の顛末をこの 2019 年春の知事選では何も語りませんでした。

しかし、私は覚えています。大村知事の公約に乗り、河村市長は「これは面白い。鉄道駅に高層道路を突っこんだオランダのアムステルダム駅を、イタリアの食の展覧会にナゴヤメシを売り込みがてら見に行こう。」で議員団、報道関係者、役人を引き連れてアムステルダムに行きました。その結果は、黒田住宅都市局長が同行した NHK の記者に「私は、民間の調整をせいぜいします。」と発言してテレビで流して終わりでした。これで大村知事の公約は消えました。

都市史を学んだものなら、400 年前の名古屋城下町建設と同じころ、オランダは領主国のスペインを相手に戦争を起こし、アムステルダムを城壁と運河で囲み、カトリック教徒のスペインに対抗し、現世利益を優先するプロテスタントとして、都市市民の自立心を、まさに同じ 16 世紀の京都の法華宗を信じる町衆のように抱いて、血を流したのを知っています。

肖像作家のレンブラントはアムステルダムの町衆の誇り高い姿を今に残しています。王侯貴族ではないのです。その後、オランダは王を迎えますが、都市形成のイニシアチブは王でなく、今もアムステルダム市民が握っています。映画「みんなのアムステルダム美術館：2014 年製作」をみればわかります。是非、日本の都市市民は見るべきです。今の京都の祇園祭だけでは町衆の戦う姿はみえません。



アムステルダム鉄道駅に突っ込む高層道路は近郊へのバスしか使えなく、タクシーも使えません。自家用車は駅手前の駐車場に置き、トラムで駅に行くのです。駅前には自転車の立体駐輪場があるばかりです。黒田住宅都市局長は国土交通省からの天下りでしたが、高速道路の課長であり、都市史を知らなく、河村市長に事前にアムステルダムの実際を知らせることができないのでした。名古屋市民は河村市長に

高い授業料を払ったものです。

大学の後輩が役人となっているので、こうだろうが、と、直観の鋭い河村市長は現地で実感して、もう名駅書いたのですが、笑うばかりでした。全てが市長です。

に高層道路を突っ込むとは言わず、名古屋の運河を生かそうと言い出しました。大村知事は県の役人に「裸の王様」とされていたのでした。この騒動の元凶は大村知事です。今回の県の新・アリーナの元凶は河村市長です。どちらもどちらですが、この二人がタッグを組んで、名古屋市民の名城公園を潰そうとしています。

大村知事は名古屋市長に「裸の王様」の称号を与えましたが、今回の県の新・アリーナでは、大村知事の方が河村市長の微発に乗ってしまい「裸の王様」になっています。

私たちは沿道の子供となって叫ぶ必要があります。「王様は裸だ!」「壊すな!名城公園」

●壊される久屋大通公園

なぜ、名古屋市民は「もったいない」と言わないのでしょうか。吝嗇(ケチ)は、徳川宗春の放漫経営のあと、積み上げたきた名古屋市民を形容する名誉ある言葉です。「カイゼン」して、より良いものを作り出す「ものづくり」の原点は、この名古屋の伝統風土にありました。

名古屋市から「こんないいものができる。」とだけ示され、50年かけて作ってきたものが一瞬で壊される今回の事に、市民はなんの反応も示しません。

「栄の中心は、青年像だ。噴水だ。」「栄川にアユを流そう」「ロサンゼルスと姉妹都市になったから、ロサンゼルス広場を作ろう」

「彫刻を置こう」「松坂屋に駐車場がいる。上はイベント広場だ。」などなど、時の市長が作ってきたのですが、皆さん忘れてしまったのでしょうか。

違います。「樗を切るな!」で気づいたのですが、名古屋市の緑政土木局は公園のメンテをせず、荒れるままだったので、キタナイ、寄り付きたくない公園としてしまったのです。そういう目でみると、名古屋城も他の公園も荒れています。緑政土木局の予算がないのでしょうか。

木造家屋はメンテしないと、風雨にやられ、ボロ屋から直ぐに廃屋となります。ロンドンでは、ビクトリア時代のマンションを改装して億ションとして売られているのですが、日本の庶民の木造家屋は、地震に壊れ、火事で燃えてしまうので30年と住み続けることがなく、親が死んだら、子は白木のま新しい家を建て替える事を400年続けてきたのでした。伊勢神宮の20年ごとの遷宮をみるに、宗教の域まで染みついている感覚なのでしょう。

久屋大通公園エリアの名称

北部

いこいの広場 (昭和 53 年設置)

リバーパーク (昭和 46 年設置)

南京広場 (昭和 55 年設置)

ロサンゼルス広場 (昭和 53 年設置)

シドニー広場 (平成 2 年設置)

テレビ塔周辺

もちの木広場 (昭和 53 年設置)

彫刻の庭 (昭和 53 年設置)

さかえ川 (昭和 53 年設置)

南部

希望の泉 (昭和 44 年設置)

エンゼル広場 (昭和 47 年設置)

久屋広場 (昭和 43 年設置)

光の広場 (平成元年設置)

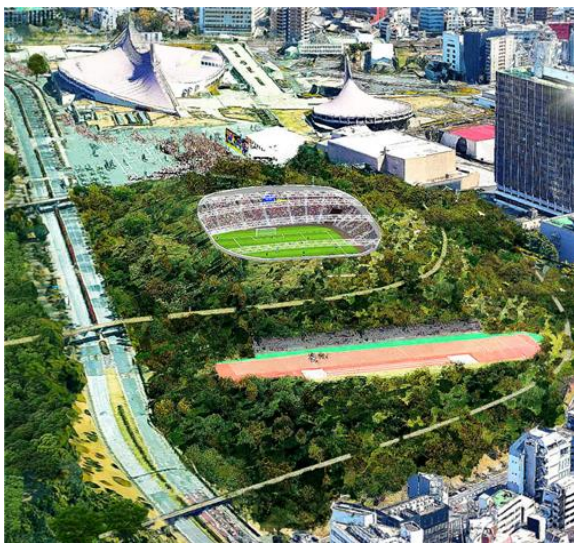
それぞれ、お金と時間をかけて作ったものです。市民に壊すことの了解を得ることを河村市政はしません。

しかし、今はコンクリート造の建物であり、ロンドンのように、マンションを都市のインフラとして位置づけないとはいけません。気持ちよくスカッと建て替えようでは、縮みいくこれからの日本は成り行きません。高度成長期で育った私たちは「ゴミは夢の島の埋め立てに」でしたが、名古屋も大阪も埋め立て地に工場が来なく、レゴランドだ、カジノだと、困っています。



前の市長選で、中日新聞主催の河村候補と岩城候補の討論があったのですが、司会がエールの交換を求め、岩城候補は「河村さんは旧来の悪弊をぶち壊した。彼にしかできない

事。」「しかし、作る事ができない。」と、評価していました。ゴミは、夢の島行きでなく、リデュース（使う量を減らす）、リユース（再利用）リサイクル（使いまわし）としないといけなくなり、廃品回収業が見なおされ、時代のスポットが当たるようになりました。「壊すな！天守」「壊すな！名城公園」



代々木公園サッカー場（NHKの北）構想

第四項 事例（東京、大阪）と名古屋との比較

●代々木公園サッカー場

新国立競技場は、オリンピックが終わったら、サッカー専用場に改修してＪリーグのチームに運営権を売却すると、2017年11月に決めたのですが、まだ来年の秋まで流動的のようです。6万人ものスタジアムでは、大きすぎて儲けることができないとＪリーグのチームは躊躇しており、2019年7月には、東京五輪終了後も陸上トラックを存続させる方向で日本スポーツ振興センター（JSC）が調整に入ったと報道されました。



昭和39年（1964年）の代々木

2019年6月に渋谷区長らは、都立公園の代々木サッカー場を3万人収容のスタジアムにして、Ｊリーグの本拠地にしたいと言いました。あの川淵三郎さんは「代々木新スタはヴェルディがふさわしい。」と言っています。名古屋では全く報道されていませんが、新国立競技場のオリンピック後の使い方と、にらみ合いの状態です。来年のオリンピック前に都知事選があるので、政治家である長谷部健渋谷区長が構想をぶつけたのでしょう。



名城公園は練兵場の跡地。万歳と見送る家族。

この場所への、Ｊリーグのスタジアム構想は、20年前から浮かんで消え、消えては浮かんでいます。ワールドカップの為に6万人規模のスタジアムを幾つも作ったの

ですが、客は埋まりません。豊田の競技場も、名古屋から遠く、名古屋グランパスもホームスタジアムにはできません。

今度の6万5千席の新国立競技場も「負の遺産になるぞ」との話があり、東京都としては、折角の都立公園をプロに渡すのは拙い、というのが昔からありました。「都市公園」は、「見るスポーツ」でなく、都民が「するスポーツ」の為にあるべきだとの判断です。

米軍の宿舎からオリンピックの宿舎となり、代々木公園として整備されたのでした。今や、東京都民1000万人の貴重な都心の公園であり。潰してしまつたらもうあがないようがないという危機感を東京都は持っています。

愛知県と名古屋市の「儲かる、見るスポーツの為に名城公園を潰す。」への、東京に住む私の友人の反応は「よくも平気でそんなことを言えるものだ。都市の未来をみていない。」です。

●スポーツは政治、利権のかたまり。スポーツ会場となる公園もそうです。



○大阪市の長居運動公園 65.7ha
競馬場、競輪場のあとを、大阪市が運動公園として整備 1993年。48000席の陸上競技場を「ヤンマースタジアム」とし、Jリーグのセレッソのホームスタジアムとして運営したが、2021年には、隣接するサッカー専用スタジアム 25000席にホームを移す。やはり、箱が大きすぎるのは見るに盛り上がりにかけるのか。

政令改正①「専らプロ・・・」に関する規定の削除

令5条第4項 4省

○公園施設として設置可能な運動施設は、都市公園法施行令第5条第4項に規定されており、野球場、サッカー場も公園施設。括弧書きで「専らプロ野球（サッカー）チームの用に供するもの」は除くとしている。

- 都市公園法施行令 第5条(改正前)
- 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
- 野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、料探場、弓場、乗馬場、軟棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに繋がる工作物
 - 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

○なぜ「専らプロ・・・」規定を置いているか

プロチームのみが使用し、全く一般の利用に供しない施設は、公園施設として対応しないため

○よくある誤解

プロ野球、プロサッカーチームの本拠地となる球場等を都市公園に設置してはいけない!

誤解が生じないよう、当該規定を削除

(プロチームの本拠地となる球場等を排除していないことを明確化)

●都市公園法施行令 第5条

- 4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。
- 野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、...

改正で公園内の運動施設をプロが使える事を明示しました。

政治が持っているスポーツ関連の大きな利権であることは十分に承知している私です。日本スポーツ協会の規約の中からアマチュアを消して久しいですが、今でもスポーツのアマチュアとプロの境界は厳然とあります。

儲ける企業体であるプロスポーツの施設が、行政によって税金で作られるのは普通であり、入場料を取って、プロスポーツ団体が儲け、施設を作った行政が使用料を得るのも普通の事なのですが、その運営

代々木には、岸記念館がありました。嘉納治五郎が1927年に起こし、戦後「日本体育協会」とし名を変え、政治家が、政治と共に日本のスポーツ界を牛耳ってきた大本山ですが、跡地は「都市公園」の更地として、場所を新宿に替えました。2018年に公益財団法人日本スポーツ協会(Japan Sport Association)と名を変えました。

スポーツ施設に公金が投入され、スポーツ団体が助成金を受けている以上、政治とは切っても切れない関係であり、義務教育の体育も政治

を、行政がプロスポーツ団体に丸投げするとすると、年間 2500 万円の命名権などとはわけが違い、Jリーグでもキツイようです。

県の新・アリーナの建設費 300 億円を県が持つことなく、大村知事の「公募設置管理制度 (Park-PFI) で行いたい。」で、三菱電機が母体の名古屋ダイヤモンドドルフィンズが、設置管理者として公募に応じるのでしょうか。しませんね。なら、15000 席の新・アリーナの収入として年 10 億円の予想を県は建てていますが、建設費を県が何らかの方法で負担するのでしょうか。都市公園法のインセンティブ建蔽率 10% を得るには、イニシャルの公園施設整備費 300 億円は高すぎるので、この制度では難しいでしょう。すると建蔽率 10% を得られませんので都市公園の指定を外すしかないのです。



久屋大通公園では、名古屋市は 2012 年から国と公募設置管理制度 (Park-PFI) を前提に協議を行っており、コンペの前には、設計試案を前にして公募に応じてくれるかを対象企業に打診しています。公募をかけて、イニシャルの公園施設整備に金がかかり過ぎ、20 年の事業継続だけでは儲からないとなり、どこも応じてこないのではコンペになりません。名古屋市は 60



左上方の河川敷が大阪威ホール敷地です。特別史跡指定の赤い線が公園の中をよぎるとい、なんとも大阪市でした。

億円を用意しました。

●大阪城ホール

敷地の大阪城公園は都市計画公園であり、106.9ha と名城公園 80ha より大きいです。

堀の水面も都市公園の指定を受けています。特別史跡として、文化庁の監視下にあるのはそのうち 70ha 程であり、大阪城ホールの敷地は特別史跡ではありません。

まさに、愛知県の新・アリーナ建設予定地が、特別史跡ではなく、都市公園であるのと同じ内容の敷地です。第二種住居地域であるのも名城公園と同じです。



ここまでですと、「なんだ、県の新・アリーナは大阪城ホールのマネでできるのではないか。」ですが、上の写真の左上の河川脇・砲兵工廠旧本館跡にホールを作ったのでした。1996年にはラグビー場を壊して25億円で大正時代に埋められた外堀を復元しています。

大阪城ホールは、大阪市の都市公園整備の一環としてあり、今ある名古屋市民の名城公園を潰して愛知県が新・アリーナを作るのとは違います。



2011年4月から大阪市が過半数を出資する第三セクター企業である株式会社大阪城ホールが事業を行っています。

1983年10月1日、大阪築城400年まつり（大阪城博覧会）開催に合わせての強引なオープンでした。作るに、砲兵工廠旧本館（1873年竣工）を壊すな！の保存運動があり、大阪市が文化庁の調査指示を無視し1981年5月2日未明に取り壊しを強行した事は、当時、日本中の話題になったのでした。

第五項 文化財保護法と名古屋市名古屋城跡保存活用計画

- ・構造 - RC造、地下1階 地上3階
- ・建築面積 - 14,539m²、延床面積：31,064m² 愛知県の新・アリーナの7掛けと小さい。
- ・敷地面積 - 36,351m²
- ・竣工 -1983年 総工費 -106億円 設計：日建設計 施工：大成建設・松村組共同企業
- ・施設 アリーナ - 面積 3,500m² (83m×48m、天井高さ 21m)
- ・客席の最大 プロレスで 16000席、アリーナ席 4500席、固定席 9000席、立見席 2500席
コンサートだと 10000席であり、愛知県の新・アリーナの7掛けと小さい。

別紙のC案として、「現在の県体育館のところに、県の新・アリーナを建て替える案。」を書きましたが、その左欄に、文化財保護法の問題が生じるとしています。その解説の為の項です。

そもそも、河村市長の「木造天守完成のあと、江戸村を作りたいから、県体育館は名古屋城・二の丸からでいけ。2016年3月」があり、市がもくろんだ公務員宿舎跡地には大学が移転すると決まり、大村知事は「なら、名古屋城公園・北園を新・アリーナの為に県に寄こせ。2017年6月」と答えて、河村市長は「OK！野球場をあげるよ。2017年10月。」「さあ、江戸村を、名古屋城跡保存活用計画に入れよう。2018年3月提出」なのでした。

そして、文化庁は名古屋城跡保存活用計画を認めず、もはや、天守木造化事業は座礁しているのに、大村知事は「新・アリーナ 15000席をアジア大会 2026年9月までに作る。名古屋市は、名城公園の4.6haを県に譲れ。2019年6月」とあり、8月4日の名古屋市から北区住民への無くなる公園施設の説明会（タウンミーティング）となったのでした。

天守木造化事業とリンクしてるので、名古屋市の考えた名古屋城跡保存活用計画の内容から始めます。

●名古屋城跡保存活用計画

名古屋市と竹中工務店が2017年5月に契約を行い、まっさきにおこなったのは石垣の調査だったのでした。

文化庁からは「石垣保全の為の調査は認める。2017年9月」が、「平成18年(2006年)特別史跡名古屋城跡全体整備計画、及び、平成24年(2012年)増補版」では、本丸御殿の木造復元と同時に「天守は耐震改修を行い、博物館機能の刷新をする。」であったが、どうして変えるのかを示せ。とあり、名

古屋市は2017年12月から2018年3月まで、文化庁復元検討委員会と協議を行い、名古屋城跡保存活用計画をまとめて3月末に文化庁に提出しました。

上に私は<文化庁は名古屋城跡保存活用計画を認めず>と書きましたが、名古屋城跡保存活用計画は、名古屋市が主体的に「計画方針」作成するものであり、法的に文化庁が許認可を与えるものではないです。

4 復元整備基本構想に対する復元検討委員会の主な意見

- ・戦後都市文化の象徴であるRC(SRC)造天守を解体するにはなお議論を尽くす必要がある。史資料の豊富さということのみで、名古屋城天守を木造とする考えが正当化できるかどうか検討を要する
- ・戦前における城郭建築についての研究と耐火構造の必要性という中で、RC(SRC)造天守が建設されたわけであるが、前者についての追跡が不十分ではないか
- ・建築基準法の変遷についての調査がさらに必要である。昭和34年改正が、国宝保存法に指定され、戦災によって焼失したものの再建を適用除外としていると解釈できるか否か、検討が必要である

的に文化庁が許認可を与えるものではないです。

2018年7月に、名古屋市は「計画方針」に基づいた「天守木造化案」でもって、文化庁の許認可が法的に必要な「名古屋城の現状変更申請」を出そうとしたのですが、文化庁は「天守木造化案」を受け付けませんでした。名古屋市が文化庁のとの協議の中で、文化庁の意向の「計画方針」を取り入れて名古屋城跡保存活用計画はまとめる慣習に、名古屋市は従わなかったのです。

文化庁復元検討委員会は「現天守は、戦後復興のシンボルとして、登録有形文化財の価値がある。木造天守にするには、現天守を壊さないといけない。名古屋市民に現天守を壊す事了解を得ているか。」

と、2017年12月に名古屋市に返しています。

資料5



特別史跡

名古屋城跡 保存活用計画(案)

天守閣整備関係部分抜粋

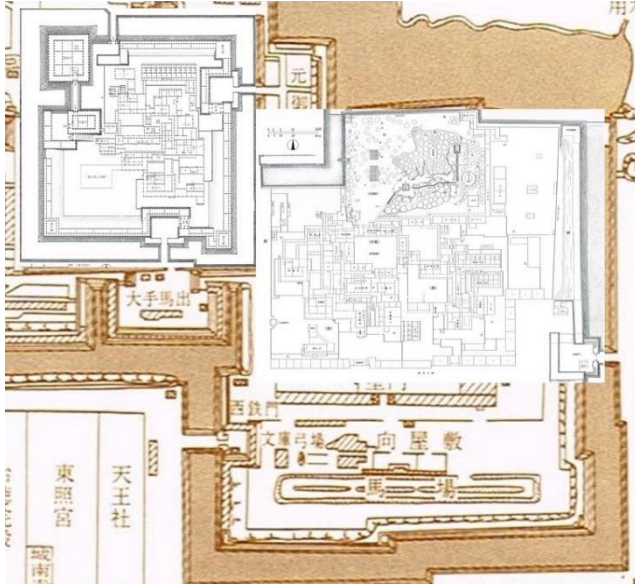
しかし、2018年3月に文化庁に提出した名古屋城跡保存活用計画では、名古屋市は文化庁の意見に従い「現天守の価値 耐震改修をして残す。」をとうとうと並べてはいますが、「市民アンケートにあるように、市民の6割が木造天守を望んでい」とし、「木造天守実現にはいくつかの問題があるが、解決できる。耐震改修より、本物を感じられる木造復元に優位性がある。現天守の記録・記憶は残す。さらに、今後も史跡の本質的価値を高めるために、史跡の上の木造レプリカの復元をどんどん進める。」とまとめました。

2018年2月に名古屋市からパブコメ募集があったので、私たちは勉強会を開き「木造天守に反対。現天守の耐震改修をせよ。」と投稿しました。170余のパブコメが集まり、ほとんどが

木造天守に反対でしたが、その内容は2ヶ月で名古屋市のホームページから消されました。

私は文化庁に名古屋の状況を手紙にしました。

アンケートとは、「今、耐震改修をしても耐用年数から40年後には壊さないといけない。こんな素晴らしい提案が竹中工務店からされた。さあ、どうしますか」であり、アンケートの結果は「いずれ木造天守が良いが、急がない。」が木造天守賛成の6割の内の4割を占めていたのです。「耐用年数とは税法上の



の事であり、建築の寿命は名古屋市市庁舎が重要文化財となって永久保蔵が大前提とされるように、延ばすことができますが、名古屋市は市民に選択できるような耐震改修案を示していません。」です。

名古屋城跡保存活用計画の中で、いくら現天守の価値を名古屋市が書いていても、それは新聞が取り上げることはなかったのです。名古屋市は2017年6月より「史実に忠実に復元する。」と言って募金集めをしていますが、名古屋市天守閣部会での「現代に作るのに、どこまで史実に忠実に復元できるかがある。木造天守の安全を考えて、

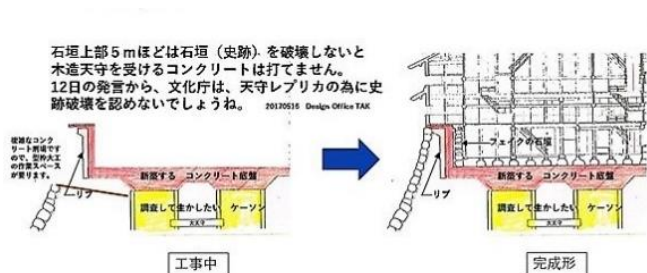
石垣内部にコンクリートを打ち、現天守のケーソンをそのまま利用する。」という言い方に、名古屋市石垣部会が大反発したことが報道されていません。

そして、河村市長の肝いりで「本丸御殿の本物の襖絵が空襲から逃れたので、本物を展示する。」と、米蔵を模して襖絵の展示施設を西の丸の史跡の上に作られたのですが、見るからに鉄骨造なのでした。

●河村市長が願う「江戸村」の復元

河村市長は、金シャチ横丁を、二の丸・西の丸に作りたかったのですが、「特別史跡」の中に作る事を文化庁は認めず、外に作られました。

名古屋城跡保存活用計画では、「天守の木造復元に続き、二の丸庭園、二の丸御殿の復元を進める。」とあります。左図は江戸時代の二の丸・本丸の復元図です。



現在の愛知県と名古屋市の境界の植栽までが二の丸御殿です。砂利敷きの駐車場のところは「向屋敷」と言って、武士が詰めていた長屋です。現体育館は、弓場と馬場になります。「もともと建物がたっていなかったから、いいか。」と、県体育館が作られたのでした。

二の丸御殿の復元には、確かに現体育館は邪魔になります。しかし、700億円からのお金がかかる二の丸御殿復元が、天守木造化事業がとん挫しているのに、河村市長の思いだけの「名古屋城跡保存活用計画」がそのまま継続され「史跡の上の木造レプリカの復元は史跡の本質的価値を高める」という文化庁

が平城京の大極殿等の復元で使った文言が、名古屋城に適用されましようか。



皇宮東御苑

河村市長の根拠は、2015年3月に文化庁で定めた「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」にあります。これによって、名古屋城本丸御殿の復元が史跡の上にされています。

しかし、江戸村テーマパークを作る事は、文化財保護法にはありません。

文化財保護法 第一条 (この法律の目的) この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

四 貝 名古屋城 本丸、二の丸復元図

(6) 特別史跡における条件
文化庁で定める下記基準による。

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準	
平成 27 年 3 月 30 日 史跡等における歴史的建造物の 復元の取扱いに関する専門委員会	
本委員会は、史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準について、以下のとおり定める。	
1. 定義	「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。
2. 基準	歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。
(1) 基本的事項	ア、当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。 イ、当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。 ウ、復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的の意味をもつと考えられること。 エ、保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。

づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

文化財「保護法」ですので、今に残る文化財を大切に保存し、その活用をはかるとありますが、史跡の上の木造レプリカを作って「本物だ!」ということは、ありえません。文化庁審議会は、今年の秋を目安に、全国にある城跡、コンクリート造の戦後復興の天守をどのように保存するか、あらたに方針を検討中です。

名古屋城は大阪城と同じ歴史公園としてある「都市公園」です。都市公園法第四条にあるように、建蔽率を2%以下とする公園ですので、重要文化財の

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準

歴史的建築物と建築基準法について

平成29年3月25日

国土交通省 住宅局 建築指導課

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建築基準法（昭和25年法律第201号）の目的

国土交通省

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（建築基準法における技術基準の基本的な考え方）

- ・国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の地震に対する安全性や火災に対する安全性の確保など、遵守すべき最低の基準を定めている。
- ・国宝や重要文化財等を除き、建築基準法に定める技術基準は、全ての建築物に適用されている。
- ・建築する建築物が建築基準法に適合しているかどうかは、建築主事等が行う建築確認・検査の手続きによって担保される。したがって、建築主事等が適確な審査を実施できるよう、建築基準法の技術基準は、事前に明らかにされていなければならない。

現はしません。

大村知事は「バリアフリー法によった県の条例を使う名古屋市に対して、県は立ち入る。木造天守には身障者エレベータをつけなければならない。」と発言しましたが、名古屋市はいまだ文化庁が認める天守木造案を作る事もできていないので、絵がなくては、県知事は立ち入って判断のしようがありません。同じく名古屋市建築審査会にも、天守木造案が提示されないので、天守木造化案の審議が出来ません。名古屋市は「進行中」と、永遠に言い続けるだけなのです。2017年5月に名古屋市は竹中工務店と契約しましたが、1mmも進行していません。

名古屋市が2018年3月に示した、木造6階建て展望台は「本物」だから「危険であっても、姫路城のように、国宝名古屋城天守を史実に忠実な姿で復元するので、建てられる」という建築基準第三条第一項4号の法文を示します。

1. 天守閣木造復元の前提条件

- 名古屋城天守閣木造復元については、文化財保護法による「復元」とし、建築基準法第3条第1項4号の適用により建築基準法の適用を除外することで、木造による復元が可能となるが、構造や防火・避難に関する性能について現代建築物と同等の安全性を確保することが前提条件となる。
- バリアフリー法については、建築基準法第3条の適用を受けることで、特別特定建築物に該当せず、建築物移動円滑化基準への適合義務に関する規定は適用されない。しかし、地方公共団体及び施設管理者の責務である移動円滑化を促進するために必要な措置を講じる努力義務については適用される。

バリアフリー法の名古屋市の解釈を2018年3月に示した物ですが、文化財保護法に「復元」は無く、建築基準法3条の解釈も誤っています。次の国土交通省からの通達です。

指定を受けられないレプリカ本丸御殿3,000㎡に続き、二の丸御殿の15,000㎡を、公園の教養施設として続けて建てる事はできません。都市公園をやめないといけません。江戸城本丸・二の丸の「皇宮東御苑」のように、歴史公園として整備し、無料で市民に開放する姿こそ、外国人観光客にもよるこばれるというものです。

●天守木造化事業は時間をかければ実現出来るのか？

新聞報道では、文化庁のところでストップしていますので、天守木造化事業の本質的問題「危険な違法建築であるので建てられない。建築基準法・消防法」がクローズアップされていません。役人たちがこぞって市長の天守木造化に反対したように、時間をかけても実

建築基準法第三条（適用除外） 第一項この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

4号 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたもの（文化財保護法で指定されたもの）の原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を

得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

国土交通省は、2017年3月に、建築基準法第三条（法適用除外）の通達を出しました。



法第三条第3項に適用によって「重要文化財でなくても、歴史的建築物（文化庁の「歴史的建造物」と違います）として残す建物には、増改築にあたって、法同等の安全を考慮すれば、全ての法文に照らして既存訴求を受けなくて良いものとする。」が主な事なのですが、わざわざ前文で「四項の法適用除外は、今現在、国宝・重要文化財の指定を文化財保護法によって受けているものだけであり、他の建物は全て適用する。」と、断っています。

名古屋市は平成27年に木造天守に動き、平成28年3月には、竹中工務店の木造天守案が発表されました。平成29年（2017年）3月ですと、議会が天守木造化事業の500億円の名古屋市予算を認めた頃です。河村市長が特定行政庁の長として、「木造で史実に忠実に復元する。本物だ。」と判断しても、レプリカは偽物であり、文化庁は「歴史的建造物」としても、文化財保護法の重要文化財にはできないので、木造天守は現代の法に従わないといけません。

本来、危険な違法建築を取りしめる特定行政庁・名古屋市が、自ら危険な木造6階建展望台を作ってよいとしていることに、担当部局の名古屋市住宅都市局は何をしているのでしょうか。お巡りさんが泥棒をしているようなものです。

私は建築指導課長に聞きました。答えは「この天守木造化の件は、建築基準法の範疇でない。文化財の話であり、観光文化交流局が主幹している。住宅都市局はタッチしていない。建築審査会に案があがれば、対応する。」でした。史実に忠実な400年前の木造建築の復元なのです。地震に壊れ、火事で燃え、死者を出す建物を、現代の建築基準法、消防法に合わせられるものでないのは自明なのですが、2018年3月に観光文化交流局は「建築基準法第三条1項4号の適用により」と堂々と書き、記者に配りました。建築指導課が、平成29年（2017年）3月の国土交通省建築指導課の通達をしらないはずはないですが、役所のタテ割り制度を利用して逃げていました。彼は建築審査会に木造天守案あがってくるとは思っていません。新聞が報道しないだけで、建築関係者は皆、「天守木造化はできない。」と分かっています。

●県体育館は、名古屋市のその跡地利用が明確になるまで、出てはいけません。

市の木造天守請負契約5月のすぐあと、2017年6月に、大村知事は「県体育館は二の丸から出ていくから、名古屋城公園・北園を新・アリーナの為に県に寄せ。」と発言していますが、この時にもう天守木造化事業は座礁しており、「続けて、二の丸御殿の復元をするために、県体育館は出ていけ。」の＜続けて＞は無いのでした。

県体育館が出て行った跡地利用は、全く暗中模索の状態です。河村市長だけが「二の丸の復元だ。」と県体育館は、50年前のモダン建築の典型デザインか、私には信じていませんので、県体育館は出ていく必要も

ないし、出る事により市民の貴重な緑、4.6ha を先に潰す事を決めるのは、全くの無駄であり、暴挙です。汚名であっても、新・アリーナと共に大村知事の名前を後世に残すことにはなりません。

聡明な大村知事ですので、河村市長の「出ていけ」を幸いに、名古屋市内に大きな土地を持たない愛知県として「出ていく事」により、大阪城ホールよりデカイ、新・アリーナ建設用地を名古屋市から得られるゾ！と考えたのかもしれない。

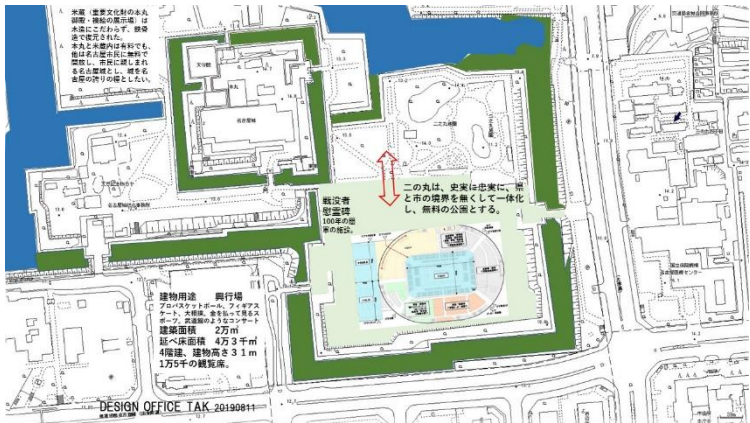
新・アリーナ 15000 席を作り、30 年前に作った名古屋総合体育館 10000 席を凌駕するという政治家の発想は、よくわかります。しかし、名古屋市民は愛知県民でもあります。名古屋市民の「暮らしやすい町づくり」には、三河出身の大村知事にも是非参加してほしいのです。「壊すな！名城公園」

●県体育館の建て替えによる、新たな機能「見せるスポーツの為のアリーナ」建設の C 案ですが、文化財保護法、歴史的建造物の内規によって、「特別史跡」の中ではデキナイのでは？と説明しました。しかし、残すことはできません。

昭和 39 年（1964 年）建設の、BCS 賞を得たモダン建築の代表として、登録有形文化財を文化庁に申し出るのです。

昭和 35 年（1960 年）竣工の名古屋大学の豊田講堂は、築 52 年で、平成 23 年（2011 年）に文化財となりました。昭和 36 年（1961 年）竣工の布池教会（名古屋カテドラル聖ペトロ聖パウロ大聖堂）は、築 54 年で、平成 27 年（2015 年）に文化財になりました。共にコンクリート造です。

昭和 34 年（1959 年）竣工の天守と同時に登録有形文化財を申し入れるのです。外観のデザインを大胆に変えてはいけませんが、耐震改修とそれに合わせての増・改築、設備の一新を図るのです。機械的に観客席を移動させる技術はずいぶん進歩しましたので、快適な 7000 席のアリーナに生まれ変わる事も出来ましょう。プロバスケットボールの器として、7000 席で十分ではないでしょうか。



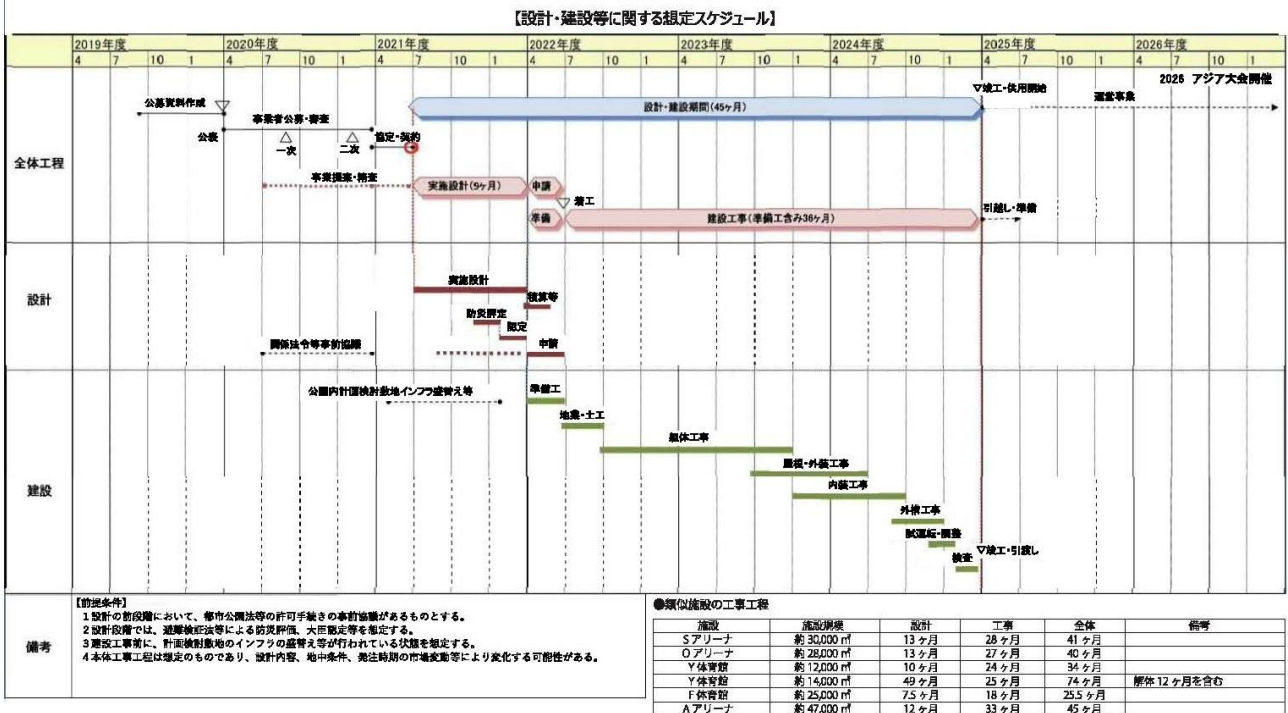
第六項 これからの進め方、事業推進の主役は？

以下は、8月4日、名古屋市から住民に配られた今後の進め方「工程計画」です。

市民の疑問に答える名古屋市の役人の答弁を聞いていて、名古屋市が県の新・アリーナ事業推進をするのか。しかし「県の新・アリーナ案は未定であり、敷地の範囲だけで、案を市民に示すことはできない。」とも役人からあったので、やはり、愛知県が主体となって事業推進をするのであろうか。まったく、わかりませんでした。

工程計画

設計・建設・供用開始等のスケジュールについては、類似施設等の事例を踏まえて下表のとおり整理する。
なお、アジア大会(2026年)の開催が可能な工程とし、PFI事業(整備・運営)を想定した計画とする。



欄外に「設計作業以前の都市公園法等の事前協議がある」と書いてあります。名古屋市の都市計画審議会(有識者)がこの事業主体者の協議相手になるのですが、名古屋市民の都市公園4.6haを県の新・アリーナの敷地に差し出す代わりに名古屋市民のメリット「県体育館をばい出し、名古屋城二の丸に江戸村を作る」の説明は、愛知県からは言えません。どこにも保証のない、河村市長の「強い思い」だけです。名古屋市の都市計画審議会の説得をしないと、仲良くタッグを組まないで「事前協議」は出来ないのですが、できるのでしょうか。

Park-PFIによる事業者公募は、来年2020年4月に行い、建設費300億円はどうするのかなどを、来年7月から再来年3月まで「関係法令等事前協議」をしつつ、並行して公募事業者と契約内容をつめていくことになっています。都市公園**Park-PFI**のインセンティブである建蔽率12%(実際公開された案は、既存公園施設2%を含めて敷地約18haの12%だと推定できます。)が得られ、条例によって、**Park-PFI**は、確定できたとしないと、愛知県、名古屋市は事業者と契約できません。

天守木造化事業では、名古屋市は文化庁の了解を得ることなく、4年前にゼネコン公募に走り、2年前に請負契約を結んだのでした。しかし、文化庁は天守木造化案を受け付けず、既に契約の2022年末の竣工はできません。状況は4年前のゼネコン公募前に戻っています。座礁はどちらの責任かの殴り合いが始まりましょう。この失敗を繰り返さないとな名古屋市は学習をしたようです。

久屋大通公園の「櫓を切るな」の反対運動は、すでに事業者公募が実質されており、手遅れでしたが、今回はどうなのでしょう。まずは、来年の3月までに公募史料作成とあるので、「壊すな！名城公園」と、議会で問題点を整理することはタツプリできましよう。

いや、都市計画審議会の事前協議は秘密裏におこなわれましようが、都市計画決定は公開ですので、そこまでは「壊すな！名城公園」の声を堂々と言えます。都市計画審議会の事前協議を横目にみて、「公募に応じたが、やめるわ。」の公募者も出て来ましよう。

公的な建物を税金で作るのに、行政は儲ける事を考えなくてよいのですが、Park-PFI の民間の事業者は儲けて、公園整備に金を還元しないとイケないのです。ここがどうも役人に理解できていません。

●Park-PFI 公募設置管理制度 の国土交通省の説明図を再び持って来ました。

公園の10%の敷地を公募者に20年貸すので、公募者はカフェ等の収益施設を自ら作るだけでなく、収益で公園の整備もしてくれ。という行政からの虫の良い制度ですので、事業者は確実に20年で回収できるようなペラペラの建築物で対応するのが当然ですが、公園施設の整備に行政も一部負担できるとこの説明図はないですが、23ページの文にはありますし、**設置または運営**ともあり、施設（延床4万3千㎡、300億円）設置は、この説明図と違い、愛知県が全て設置を行う事も23ページの文からありうります。

問題の① しかし、それでは普通の公的建物の運営・管理委託と同じとなり、インセンティブの建蔽率10%を得る事は出来ないと私は思っています。久屋大通公園の商業施設と県の新・アリーナとは建物が違うのですが、「本丸御殿が復元できたのだから、天守も復元できる。」と同様なごまかしがここにあります。



問題の② その前に、県の新・アリーナが「公園の便益施設」とされるのかの国土交通省の了解もいりましよう。大阪市の大坂城ホールでの強引さを、名古屋市はここで繰り返すのでしょうか。

問題の③ 県の施設でのアガリを名古屋市の公園の整備に使うのはオカシイとなれば、県の新・アリーナの為の敷地とし

て、今も体育館の敷地がそうであるように、どうせ国有地ですので、管理を名古屋市から、愛知県に移せばよいのですが、公園整備費用欲しさに、名古屋市は名城公園 80ha の都市公園の敷地の全部を？一部を？愛知県に渡すのでしょうか。都市公園法の改正で考えられていないケースですが、文言で公園整備費を県から市に渡す契約できることなのか、私にはわかりません。

問題の④ 管理者はとにかく、都市公園法による都市公園のままですと、都市公園法の建蔽率 2%以下に縛られ、この道路で区切られた敷地 18ha には建築面積 2 万㎡の県の新・アリーナは建設できません。すると、**都市計画決定で、県が欲しいという 4.6ha の部分を名城公園から外す (B 案)** しかないのですが、その理由が河村市長の「江戸村をつくる」というヨタ話しかないのでは、都市計画決定はできないと思います。

長く書いてきたことを、ここに 4 つの問題として、再び整理しました。

第三章 新・アリーナ建設をする適地を探す

大村知事の「県の新・アリーナを作りたい。」という願いは、第二章で述べた問題から、名城公園 80ha の中では大変難しいと思いましたので、都市公園を外して探しました。

①交通の便がある、できれば都心に近いところで探す。

②見るスポーツアリーナは、劇場と同じく騒音をもたらす猥雑な用途ですので、静かであるべき住宅系の用途地域でなく、商業地域であること、ダメなら近隣商業地域か準工業地域で探す。

③15,000 席の集客施設ですので、町おこしの核となります。名古屋市の再開発の目玉として施設が生きる敷地を探す。

私が真っ先に浮かんだのは、名古屋駅北東のノリタケの森でした。ナゴヤドームの候補地として、大成建設が絵を描いていたので問題ないと思ったのです。しかし、ネットで調べると、来年 2020 年 1 月より、三菱地所がイオンモールを誘致し、工事を始めるとありました。大店法での手続きも進めているはずですので、もう遅いです。

次に、金山体育館の跡地です。名古屋市の市民会館を作ったのですが、多目的ホールとしての設備ですので、栄に作った県の芸文センターに劣り、名古屋市は市民会館を壊し、北の古沢公園も合わせて、超高層オフィスの構想を策定しました。しかし、業務地域は栄から名駅に移っているのに、そこで、金山へのオフィスの誘致は難しいでしょう。単純に公開されたプランを置いてみましたが、15,000 席のアリーナには、敷地が狭いです。10,000 席ぐらいに小さくしないと収まりません。

次に名古屋港イタリア村跡です。イタリア村は、名古屋港管理組合（名古屋市、愛知県）による PFI 事業の大規模商業施設でした。2005 年から 2008 年までわずか 3 年で 170 億円の負債を出して運営会社は倒産しました。




名古屋港管理組合が建築物オーナーであり、2014 年に壊したのですが、次の 2014 年の再開発の事業者

も途中辞退をしていますので、名古屋市、愛知県には「縁起の悪い敷地」ですが、県の新・アリーナ＝イベントホールは儲かる施設でないとするれば、探す条件①②③に合致します。

敷地に「緑園」の看板があったので、都市計画地域を調べたのですが、今も商業地域であり、「都市公園」の指定もされていません。アリーナ面を5mも水面よりあげれば、津波への港区の防災拠点にもなりましょう。

私の勝手な推薦ですので、実現には幾多の問題がありましょう。この第三章 新・アリーナ建設をする適地を探すについては、第二章で展開した法の解釈と違い、私も河村市長、大村知事と同じ「思いつき」レベルであることを断っておきます。

愛知県のアリーナ建設地を名古屋市の中で探しました。D・E案です。比較に名古屋市総合体育館

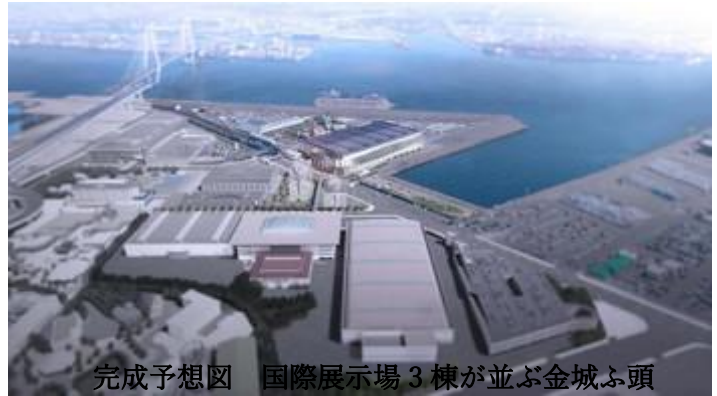
	D案 金山体育館跡に再び	E案 名古屋港、イタリヤ村跡	参考 日本ガイシホール 名古屋市総合体育館
	名古屋市は、地下駐車場を持つ北沢公園0.5haと市民会館を壊して、超高層ビルの構想を作成している。さらに民有地も加て、15000席のアリーナを置いてみた。	名古屋港管理組合（名古屋市と愛知県）は、イタリヤ村跡を「緑園」として整備した。駐車場に15000席のアリーナを置いてみた。「都市公園」にはせず、以後の開発の余地を残している。	帝人名古屋工場の跡地に、1987年名古屋市が作り、レインボーホールと名付けたが、2007年命名権を日本ガイシに売った。30年を経て、大改修の工事中。2020年7月完成予定。アリーナ型1万席。
都市計画地域	商業地域	商業地域	準工業地域
配置 建物用途 興行場 建築面積 2万㎡ 延べ床面積 4万3千㎡ 4階建て、 建物高さ31m 固定席 11,000席 可動席 3,000席 仮設席 1,000席 ----- 合計 15,000席 アリーナ 4,505㎡ 53m×85m		 「都市公園」にはせず、以後の開発の余地を残している「緑園」	 アリーナ面積3,646㎡ (49.4m×84.4m) 固定席5,000席 可動席2,000席 移動席3,000席 ----- 合計 10000席
	ムリクリの配置であり、1万席の日本ガイシホール程度しか、ここには入りそうもない。	「緑園」のデザインと合わせて、アリーナはもっと大きくできようか。	真円なので席数が少ないが、幅は少し小さいだけ、コンサートにはコチラの方が良いのかも？

参考 名古屋市 金城ふ頭 国際展示場 1号館

港では、2018年12月に、名古屋市は金城ふ頭の国際展示場1号館 延べ4万㎡、コンサート15000人にも対応できるアリーナ2万㎡（竹中工務店グループが318億円で受託）が決定し、2022年10月開業に向かって事業が進められています。

展示場用途	展示会・見本市、音楽系イベント、スポーツイベント
展示場機能 展示会・見本市等を開催	・無柱空間の展示床面積 約20,000㎡、可動床仕切りによる分割利用が可能 ・床積載荷重5t/㎡ ・観出入口8箇所
アリーナ機能 音楽系を中心としたイベントを開催	・床積載1点1,000kg対応可能 ・楽屋・スタッフルーム ・音響調整室、照明調整室、控室
スポーツ機能 スポーツイベントを開催	・大梁下高20m （バレーボール：天井高12.5m、バスケットボール：天井高7m） ・アリーナ機能に追加必要限度、均一性を確保
展示床面積	約20,000㎡（ポットスペースなどや全体の約展示床面積 約40,000㎡）

視界が開ける2万㎡の無柱空間。スポーツ対応も可能な天井高20m。



完成予想図 国際展示場3棟が並ぶ金城ふ頭
展示面積 の合計4万㎡

しかし、仕様の基本は広土間の展示場です。県の新・アリーナに対抗するものではありません。

セントレア空港島に今年8月30日にオープンする 県の国際展示場 展示面積6万㎡ 350億円 竹中工務店の設計施工 に対抗するものです。
名古屋市は、パンフで県の空港島より、市の金城

アクセス

鉄 道
・名古屋駅から直達24分（レズンストップ便で最短17分）
・あおなみ線
名古屋駅～金城ふ頭駅 片道350円

自動車
伊勢湾岸自動車道
名港中央ICより約5分

シャトルバス
中部国際空港
～金城ふ頭 約40分

水上交通
ささしまライブ
（名古屋駅より徒歩10分）
～ガーデンふ頭～金城ふ頭
最短約60分

セントレア東IC
東横イン中部国際空港II (2018年8月開業)
東横イン中部国際空港I
TUBE Sq (カプセルホテル)
中部国際空港
セントレアホテル (新棟) (2018年10月開業)
新ターミナル
FLIGHT OF DREAMS
愛知県国際展示場
多目的利用地

ふ頭の方が、アクセスが良いと露骨にあります。河村市長と大村知事のいがみ合いは、こんなところにも出ています。名古屋市民でもあり愛知県民でもある私は税金の無駄使いにならないか。それぞれの展示場が両立するマーケットがあるのかどうか。心配しています。

建設費は税金ですので、御両人の腹は傷みませんが、イタリア村のPFI事業のような失敗もあります。「県の新・アリーナ 基本構想」についてのご議論が議会で活発にされることを期待して終わります。